

平成 30 年度 法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）
29改正法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年財務省令第13号）
改正地方令	地方法人税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第133号）
改正地方規	地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年財務省令第14号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第26号）
改正実特省令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成30年総務省・財務省令第4号）
改正実特認定省令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令（平成30年財務省令第25号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
地方法	改正法による改正後の地方法人税法
地方令	改正地方令による改正後の地方法人税法施行令
地方規	改正地方規による改正後の地方法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
租特透明化法	改正法による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
復興財源確保法	改正法による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
実特省令	改正実特省令による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令
実特認定省令	改正実特認定省令による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧地方法	改正法による改正前の地方法人税法
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧復興財源確保法	改正法による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
改正エネルギー使用合理化法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）
エネルギー使用合理化法	改正エネルギー使用合理化法による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律
改正産業競争力強化法	産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）
産業競争力強化法	改正産業競争力強化法による改正後の産業競争力強化法

（注）このパンフレットは、平成30年4月27日現在の法令に基づいて作成しています。

元 号 表 示 ・ 西 曆 对 照 表

平成31年·····	2019年
平成32年·····	2020年
平成33年·····	2021年
平成34年·····	2022年
平成35年·····	2023年
⋮	
平成41年·····	2029年
平成42年·····	2030年

I	減価償却又は税額の計算に関する改正	1
1	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度の整備	1
2	革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設	7
3	租税特別措置の適用要件の見直し	9
4	地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備	11
5	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設	15
6	企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の創設	18
7	その他	19
II	引当金・準備金制度に関する改正	23
III	資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	25
1	特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設	25
2	その他	26
IV	収益認識に関する会計基準に対応する改正	29
1	収益認識に関する会計基準への対応	29
2	その他	35
V	国際課税に関する改正	36
1	恒久的施設の範囲の見直し	36
2	分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等	38
3	その他	42
VI	その他の改正	46
1	電子情報処理組織（e-Tax）による申告の特例制度の創設	46
2	組織再編税制に関する適格要件の見直し等	48
3	その他	50

[このパンフレットの構成について]

- 1 このパンフレットでは、平成30年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、平成30年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- 2 このうち改正項目を、「I 減価償却又は税額の計算に関する改正」から「VI その他の改正」までに区分した上で、法人税法、地方法人税法、租税特別措置法及び震災特例法などの改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

I 減価償却又は税額の計算に関する改正

1 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度《旧・雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度》の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注 1）において国内雇用者（注 2）に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》(1) から(3)までを満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額（注 3）の 10%（《要件》(2)ロを満たす場合には、雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の 2%（中小企業者等（注 4）については 12%）を加算した金額）相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度（本制度の適用を受ける事業年度をいいます。以下同じです。）の調整前法人税額の 10%（中小企業者等である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 5 ①）。

《要件》

- (1) 雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額
 (2) 次に掲げる法人の区分に応じ、いずれかの要件を満たすこと

イ 中小企業者等

平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額

ロ 中小企業者等以外の法人

$$\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

- (3) 雇用者給与等支給増加額 $\geq$ 基準雇用者給与等支給額 $\times$ 増加促進割合

《用語の意義》

用 語	意 義
雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②三）。
比較雇用者給与等支給額	前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②六）。
平均給与等支給額	適用年度の継続雇用者（*）に対する給与等の支給額として計算した一定の金額をその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として計算した一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②八、旧措令 27 の 12 の 5 ⑭⑮）。 （*） 継続雇用者とは、適用年度及び前事業年度等において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②八）。
比較平均給与等支給額	前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として計算した一定の金額を前事業年度等のその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として計算した一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②九、旧措令 27 の 12 の 5 ⑯⑰）。
雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ①）。
基準雇用者給与等支給額	基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②四）。
増加促進割合	次の適用年度の開始日の区分に応じそれぞれ次の割合とされています（旧措法 42 の 12 の 5 ②五）。

	適用年度の開始日	増加促進割合
	平 25. 4. 1～平 27. 3. 31	2 %
	平 27. 4. 1～平 28. 3. 31	3 %
	平 28. 4. 1～平 29. 3. 31	4 % (*)
	平 29. 4. 1～平 30. 3. 31	5 % (*)

(*) 中小企業者等である場合には、3 %となります。

- (注 1) 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。
- (注 2) 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された者をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②一、旧措令 27 の 12 の 5 ④⑤）。以下同じです。
- (注 3) この雇用者給与等支給増加額については、その事業年度において旧措法第 42 条の 12《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の適用を受ける場合には、雇用者給与等支給額をその事業年度の終了の日における雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」といいます。）に該当する雇用者の数で除して計算した金額に旧措法第 42 条の 12 における税額控除限度額の計算の基礎とした雇用者数（次のイ及びロの人数を合計した数）を乗じて計算した金額の 30%相当額を控除することとされています（旧措法 42 の 12 の 5 ①、旧措令 27 の 12 の 5 ①～③）。
- イ 特定地域基準雇用者数（12 ページ I 4【制度の概要】(1)の《用語の意義》を参照）
- ロ 地方事業所基準雇用者数（*）（13 ページ I 4【制度の概要】(2)の《用語の意義》を参照）
- (*) 適用年度に旧措法第 42 条の 12 第 3 項の適用を受ける場合で、かつ、その適用年度開始の日前に開始した各事業年度に同条第 2 項の適用を受けた場合には、一定の調整をした数とされています。
- (注 4) 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいい（旧措法 42 の 4 ③）、中小企業者とは、次のイ及びロの法人をいうこととされています（旧措法 42 の 4 ⑧六、旧措令 27 の 4 ⑫）。
- イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
- (i) その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（*）の所有に属している法人
- (*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じです。
- (ii) 上記(i)に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人
- ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

〔改正の内容〕

本制度について、それぞれ次のとおり見直しが行われました。

(1) 原則

青色申告書を提出する法人が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注 1）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》イからハまでを満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（注 2）の 15%（次の《上乗せ要件》ニを満たす場合には、20%）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、適用年度の調整前法人税額の 20%相当額が限度とされています（措法 42 の 12 の 5 ①）。

《要件》

イ 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額

ロ
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

ハ 国内設備投資額 $\geq$ 当期償却費総額 $\times$ 90%

《上乗せ要件》

ニ
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

《用語の意義》

用 語	意 義
継続雇用者給与等支給額	継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者（*）として一定のものをいいます。以下同じです。）に対する適用年度の給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③六、措令 27 の 12 の 5 ⑬⑭）。 （*） この国内雇用者は、一般被保険者に該当する者に限ることとされ、その法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、①雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類又は②貸金台帳のいずれかにその継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者を除くこととされています（措法 42 の 12 の 5 ③六、措令 27 の 12 の 5 ⑬、措規 20 の 10②）。
継続雇用者比較給与等支給額	法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③七、措令 27 の 12 の 5 ⑮）。
国内設備投資額	法人が適用年度において取得等（*1）をした国内資産（*2）でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③八）。 （*1） 取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資、現物分配による取得又は代物弁済としての取得を除きます（措法 42 の 12 の 5 ③八、措令 27 の 12 の 5 ⑯）。 （*2） 国内にある法人の事業の用に供する資産で、法令第 13 条《減価償却資産の範囲》各号に掲げるもの（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物をいいます。ただし、時の経過によりその価値の減少しないもの並びに棚卸資産、有価証券（法 2 二十一）及び繰延資産（法 2 二十四）に該当するものを除きます。）をいいます（措令 27 の 12 の 5 ⑰）。
当期償却費総額	法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該適用年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法第 31 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する損金経理額に含むものとされる金額（過年度分の減価償却超過額の当期認容額）を除きます。）の合計額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③九）。
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で次のものをいいます（措法 42 の 12 の 5 ③十、措令 27 の 12 の 5 ⑱、措規 20 の 10③～⑤）。 イ 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」といいます。）を自ら行う場合の次の費用 （イ） その教育訓練等のために講師又は指導者（その法人の役員又は使用人である者を除きます。以下「講師等」といいます。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び教育訓練等を行うために要する講師等の旅費のうちその法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成についてその教育訓練等に関する専門的知識を有する者（その法人の役員又は使用人である者を除きます。）に委託している場合のその専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するもの （ロ） その教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用及びコンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいいます。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除きます。） ロ 法人から委託を受けた他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）が教育訓練等を行う場合の、その教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用 ハ 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の、その他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの
比較教育訓練費の額	法人の適用年度開始の前 2 年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の年平均額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③十一）。

(注1) 設立事業年度(設立の日を含む事業年度をいいます。以下同じです。)、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の適用を受ける場合には、適用年度に係る雇用者給与等支給額をその適用年度終了の日における雇用者(*)の数で除して計算した金額に同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となった者の数を乗じて計算した金額の20%相当額を控除した残額とされています(措令27の12の5①)。

(*) 雇用者とは、11ページI4〔制度の概要〕(1)の《用語の意義》における基準雇用者数の雇用者(*1)と同じです。

○ 税額控除限度額

本措置の税額控除限度額は、次の算式により計算します(措法42の12の5①)。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \left[\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額} \right] \times 15\% \text{ (注1)}$$

(注1) 上記の《上乗せ要件》ニを満たす場合には、20%とされます。

(注2) 上記の算式により計算した金額が、その適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

(2) 中小企業者等の特例

中小企業者等(注1)が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度(注2)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》イ及びロを満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額(注3)の15%(次の《上乗せ要件》ハ及びニを満たす場合には25%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、適用年度の調整前法人税額の20%相当額が限度とされています(措法42の12の5②)。

《要件》

イ 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額

$$\text{ロ} \quad \frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

《上乗せ要件》

$$\text{ハ} \quad \frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

ニ 次のいずれかの要件を満たすこと

$$\text{(イ)} \quad \frac{\text{教育訓練費の額} - \text{中小企業比較教育訓練費の額}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

(ロ) その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたもの(注4)であること

《用語の意義》

用 語	意 義
中小企業比較教育訓練費の額	中小企業者等の適用年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の年平均額をいいます(措法42の12の5③十二)。

(注1) 中小企業者等については、〔制度の概要〕の(注4)の中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除くこととされています(措法42の12の5②)。

この適用除外事業者とは、その事業年度開始の前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合に

は、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が 15 億円を超える法人をいいます（措法 42 の 4 ⑥六の二、措令 27 の 4 ⑬～⑰）。

（注 2） 上記(1)の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注 3） 上記(1)（注 2）と同様に計算した金額とされています（措令 27 の 12 の 5 ②）。

（注 4） 具体的には、次の書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた中小企業者等をいいます（措規 20 の 10 ①）。

イ 中小企業者等が受けた中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項の認定（同法第 14 条第 1 項の規定による変更の認定を含みます。）に係る同法第 13 条第 1 項に規定する経営力向上計画の写し

ロ 上記イの経営力向上計画に係る認定書の写し

ハ 上記イの経営力向上計画（中小企業者等経営強化法第 14 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って行われる同法第 2 条第 10 項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（その経営力向上が行われたことが経営力向上計画に記載された指標（経済産業大臣が認めるものに限りします。）の値により確認できるものに限りします。）

◆ 本制度における経営力向上計画の認定手続や同計画の実施状況についての経済産業大臣への報告の手続など中小企業等経営強化法に関する内容については、中小企業庁ホームページの次の URL（平成 30 年 4 月 27 日現在）もご覧ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

○ 税額控除限度額

本措置の税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 5 ②）。

（算 式）

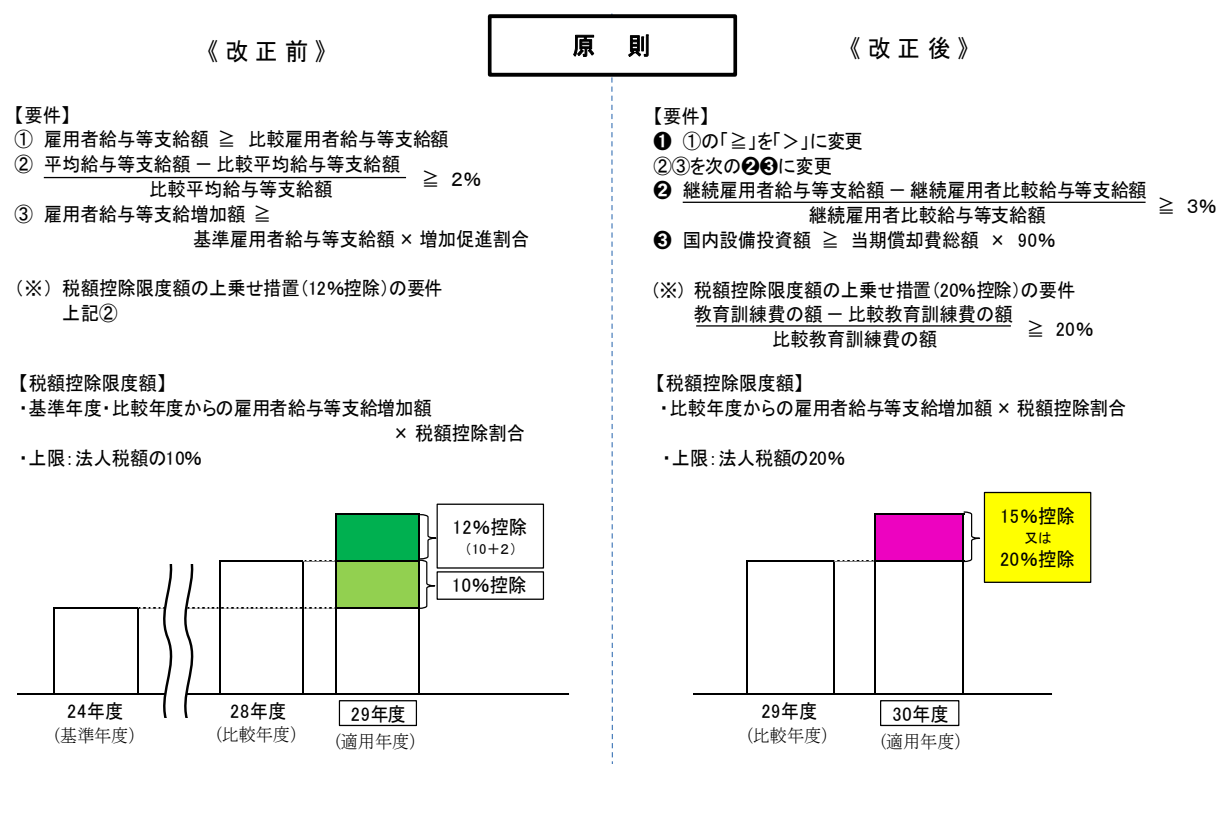
$$\text{税額控除限度額} = \left[\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額} \right] \times 15\% \text{（注 1）}$$

（注 1） 上記の《上乗せ要件》ハ及びニを満たす場合には、25%とされます。

（注 2） 上記の算式により計算した金額が、その適用年度の調整前法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

《イメージ図》

○ 適用要件と税額控除限度額について



《改正前》

中小企業者等の特例

《改正後》

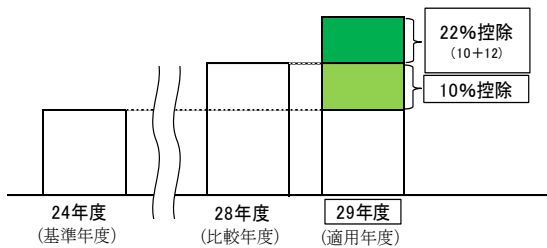
【要件】

- ① (上記①と同じ)
- ② 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額
- ③ (上記③と同じ)

(※) 税額控除限度額の上乗せ措置(22%控除)の要件
原則と同じ

【税額控除限度額】

- ・計算：原則と同じ
- ・上限：法人税額の20%



【要件】

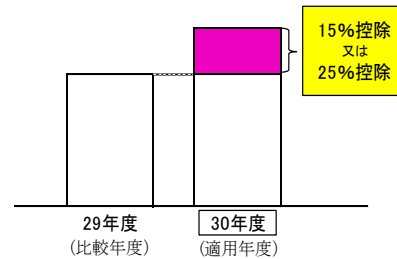
- ① (上記①と同じ)
- ②③を次の②に変更
- ② 継続雇用者給与等支給額 - 継続雇用者比較給与等支給額
継続雇用者比較給与等支給額 $\geq 1.5\%$

(※) 税額控除限度額の上乗せ措置(25%控除)の要件

- 上記②について、「 $\geq 2.5\%$ 」
- 次のいずれかを満たすこと
 - ・ 教育訓練費の額 - 中小企業比較教育訓練費の額 $\geq 10\%$
中小企業比較教育訓練費の額
 - ・ 経営力向上計画の認定を受けて経営力向上の証明がされたこと

【税額控除限度額】

- ・計算：原則と同じ
- ・上限：改正前と同じ



申告に当たっての注意点

- イ 対象となる期間内に新たに設立された法人の設立の日を含む事業年度については、上記(1)又は(2)のいずれも適用を受けることができません。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を記載した書類を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となるその控除した金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が限度とされます（措法 42 の 12 の 5 ⑤）。
- ハ 法人が、〔改正の内容〕(1)の《上乗せ要件》ニ又は(2)の《上乗せ要件》ニ(イ)を満たすものとして〔改正の内容〕(1)又は(2)の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額又は中小企業比較教育訓練費の額に関する次の事項を記載した書類を添付する必要があります（措令 27 の 12 の 5 ⑯、措規 20 の 10 ⑥）。
 - (イ) 〔改正の内容〕(1)の《用語の意義》における「教育訓練費」のイ～ハの費用に係る教育訓練等の実施時期
 - (ロ) 上記(イ)の教育訓練等の内容
 - (ハ) 上記(イ)の教育訓練等の対象となる国内雇用者の氏名
 - (ニ) その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称
- ニ 本制度の適用を受けようとする法人が合併法人等である場合など一定の場合における比較雇用者給与等支給額の計算方法等については、別途の調整計算規定が置かれています（措法 42 の 12 の 5 ⑥、措令 27 の 12 の 5 ⑦～⑫）。
- ホ 適用を受けようとする事業年度に係る継続雇用者比較給与等支給額が 0 である場合には、それぞれ次のとおりとされています（措令 27 の 12 の 5 ⑫）。
 - (イ) 〔改正の内容〕(1)の《要件》ロ及び(2)の《上乗せ要件》ハを満たさないものとされます。
 - (ロ) 〔改正の内容〕(2)の《要件》ロを満たさないものとされます。
- ヘ 本制度の適用を受けようとする法人が合併法人等であるなど一定の場合における比較教育訓

練費の額の計算方法等についても、上記ニと同様に、別途の調整計算規定が置かれています（措法 42 の 12 の 5 ⑥、措令 27 の 12 の 5 ⑳㉑）。

ト 適用を受けようとする事業年度に係る比較教育訓練費の額が 0 である場合には、それぞれ次のとおりとされています（措令 27 の 12 の 5 ㉓）。

(イ) 当該事業年度に係る教育訓練費の額が 0 である場合には、〔改正の内容〕(1)の《上乗せ要件》ニを満たさないものとされます。

(ロ) 上記(イ)以外の場合には、〔改正の内容〕(1)の《上乗せ要件》ニを満たすものとされます。

なお、適用を受けようとする事業年度に係る中小企業比較教育訓練費の額が 0 である場合も、〔改正の内容〕(2)の《上乗せ要件》ニ(イ)について上記(イ)及び(ロ)と同様とされています（措令 27 の 12 の 5 ㉔）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 6）。

〔適用時期〕

平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 86、108①）。

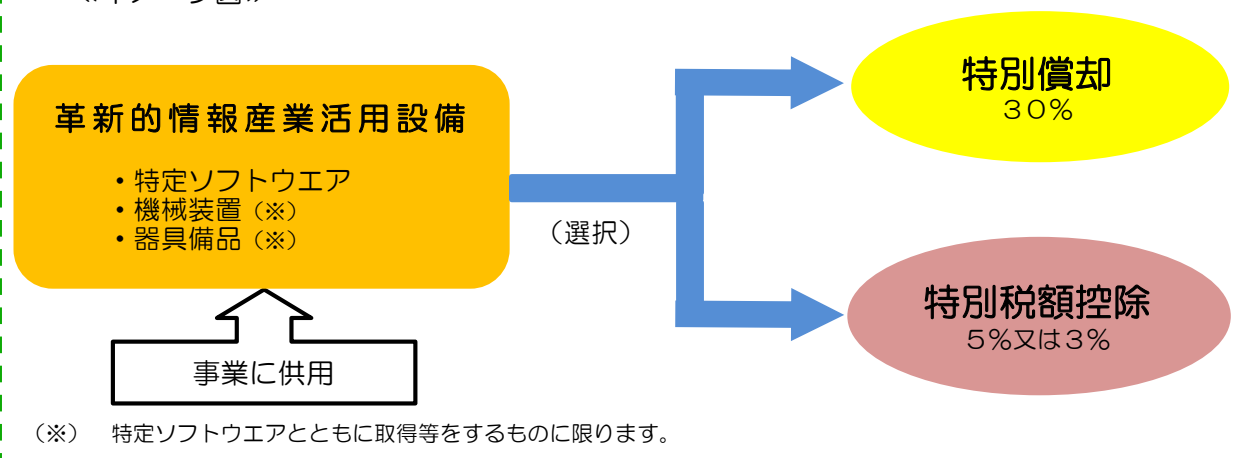
なお、〔改正の内容〕(2)の（注 1）における中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く部分については、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（29 改正法附則 62①、75③、改正法附則 92①、108②）。

2 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法に規定する認定革新的データ産業活用事業者であるものが、指定期間内に、特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る革新的情報産業活用設備（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り。）を取得し、又は製作して、これを事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、供用年度において、その革新的情報産業活用設備の取得価額の 30%相当額の特別償却とその取得価額の合計額の 5%（上乗せ要件（2 ページ I 1〔改正の内容〕の(1)ロ）を満たさない場合は 3%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました（措法 42 の 12 の 6 ①②）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法第29条に規定する認定革新的データ産業活用事業者であるものです（措法42の12の6①）。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間をいいます（措法 42 の 12 の 6 ①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である革新的情報産業活用設備とは、新設又は増設に係る特定ソフトウェア(注 1)並びにその特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品(注 2)のうち一定の規模のもの(注 3)をいいます（措法 42 の 12 の 6 ①）。

(注 1) 特定ソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもののうち、生産性向上特別措置法第 23 条第 2 項に規定する認定革新的データ産業活用計画（その認定革新的データ産業活用事業者である法人の行う同法第 29 条に規定する革新的データ産業活用に係るものに限ります。以下同じです。）に従って実施されるその革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をする一定のものをいいます（措法 42 の 12 の 6 ①、措令 27 の 12 の 6 ①）。以下同じです。

(注 2) 機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、情報の連携及び利用に資するものとして、次に掲げるものに限り、産業試験研究(*)の用に供されるものを除きます（措法 42 の 12 の 6 ①、措令 27 の 12 の 6 ③）。

イ 認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じです。）によりその特定ソフトウェアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有する機械及び装置又はその情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有する機械及び装置（その動作がその指令により自動的に制御されるものに限り、）で、その特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されているもの
ロ 認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されている器具及び備品

(*) 産業試験研究とは、製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として措令第 27 条の 4 第 3 項各号に掲げる試験研究をいいます（措法 42 の 12 の 6 ①、措令 27 の 12 の 6 ④）。

(注 3) 一定の規模のものとは、一の認定革新的データ産業活用計画に記載された新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が 5,000 万円以上のものをいいます（措法 42 の 12 の 6 ①、措令 27 の 12 の 6 ②）。

(4) 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、革新的情報産業活用設備を法人の事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 6 ①）。

(5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 6 ①）。

(算 式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{革新的情報産業活用設備の取得価額} \times 30\%$$

(6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 6 ②）。

(算 式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{革新的情報産業活用設備の取得価額の合計額} \times 3\% \text{又は} 5\% \quad (\text{注})$$

(注) 次の上乗せ要件の割合が 3 % 以上の場合、税額控除割合は 5 % となります。

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$$

- (※1) 上乗せ要件の割合が3%以上である場合において、税額控除限度額がその供用年度の調整前法人税額の20%相当額を超えるときには、その20%相当額が限度とされ、上乗せ要件の割合が3%未満である場合において、税額控除限度額がその供用年度の調整前法人税額の15%相当額を超えるときには、その15%相当額が限度とされます。
- (※2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」の各用語の意義は、3ページI1〔改正の内容〕(1)の《用語の意義》とそれぞれ同じです。

申告に当たっての注意点

《特別償却》

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に革新的情報産業活用設備の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の12の6④）。
- ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した革新的情報産業活用設備については、本制度の適用はありません（措法42の12の6③、42の5③、措令27の5③）。

《税額控除》

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる革新的情報産業活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された革新的情報産業活用設備の取得価額が限度とされます（措法42の12の6⑤）。
- ロ 本制度の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る継続雇用者比較給与等支給額が0である場合（設立事業年度（設立の日を含む事業年度をいいます。）に該当する場合を含みます。）における本制度の適用については、上記(6)（算式）の（注）の割合が3%以上の場合に該当しないものとされます（措令27の12の6⑤）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の7）。

〔施行時期〕

生産性向上特別措置法の施行の日から施行されます（改正法附則1十四ロ）。

なお、生産性向上特別措置法案は平成30年4月27日現在、国会において審議中です。

3 租税特別措置の適用要件の見直し

〔創設された制度の概要〕

中小企業者等（注1）以外の法人が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の《要件》イ及びロのいずれにも該当しない場合（その事業年度（注2）の所得の金額（注3）が前事業年度の所得の金額（注3）以下である場合を除きます。）には、一定の税額控除の規定（注4）を適用しないこととされました（措法42の13⑥）。

《要件》

イ 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額

ロ 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10%

(※) 上記の「継続雇用者給与等支給額」、「継続雇用者比較給与等支給額」、「国内設備投資額」及び「当期償却費総額」の各用語の意義は、3ページI1〔改正の内容〕(1)の《用語の意義》とそれぞれ同じです。

(注1) 中小企業者等は、4ページI1〔改正の内容〕(2)の（注1）の中小企業者等と同じです。

(注2) 設立事業年度(設立の日を含む事業年度をいいます。)及び合併等事業年度(*)のいずれにも該当しない事業年度に限り(措法42の13⑥)。

(*) 次のイからハまでの事業年度などの一定の事業年度をいいます(措法42の13⑦、措令27の13⑧)。

イ 合併、分割又は現物出資(分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限り(ます。))に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人である場合のその合併等の日を含む事業年度

ロ 事業の譲渡等(譲渡又は譲受けをいいます。)に係るその事業の移転をした法人又はその事業の譲受けをした法人である場合のその譲渡等の日を含む事業年度

ハ 特別の法律に基づく承継に係る被承継法人又は承継法人である場合のその承継の日を含む事業年度

(注3) 所得の金額については、欠損金額の繰越控除(法57、58又は59)前の金額とする等の調整を行うこととされています(措法42の13⑥、措令27の13⑤⑥)。

(注4) 一定の税額控除の規定とは、特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除いた、生産性の向上に関連する税額控除の規定(具体的には、次に掲げる規定)をいいます。

イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法42の4①⑥⑦)

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の11の2②)

ハ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の6②)

《イメージ図》

○ 適用判定のフロー

次の■に該当する場合、フローに従って本措置の適用判定を行う。

■ 次の法人以外の法人である

- ✓ 中小企業者(適用除外事業者を除く。)
- ✓ 農業協同組合等

■ 平30.4.1～平33.3.31の間に開始する事業年度(対象年度)である

■ 適用を受けようとする措置が次の税額控除(一定の税額控除の規定)である

- ✓ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法42の4①⑥⑦)
- ✓ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の11の2②)
- ✓ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の6②)

□ 次の要件のいずれにも該当しない

- ✓ 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額 } (注1)
- ✓ 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10% } (注2)

YES

NO

一定の税額控除の規定の
適用○

NO

□ 当期が次の事業年度に該当する

- ✓ 設立事業年度
- ✓ 合併等事業年度

NO

当期の所得金額
> 前期の所得金額

YES

YES

一定の税額控除の規定の
適用×

(注1) これらの金額がいずれも0の場合であっても、この要件に該当するものとされています(措法42の13⑨、措令27の13⑦)。

(注2) この場合、上記の一定の税額控除の規定に規定する書類のほか、左記の要件のいずれかに該当することを明らかにする書類(具体的には、法人税申告書別表六(二十九)(特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書))を添付する必要があります(措法42の13⑧)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の8）。

〔適用時期〕

平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（措法42の13⑥、68の15の8⑥）。

なお、〔創設された制度の概要〕の（注1）における中小企業者のうち適用除外事業者（4ページI 1〔改正の内容〕（2）の（注1）参照）に該当するものを除く部分については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（29改正法附則62①、75③、改正法附則93②、109②）。

4 地方活力向上地域等《旧・特定の地域》において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

青色申告書を提出する法人が、適用年度（注1）において、次の《要件》イからニまでを満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の（算式）により計算した金額を税額控除限度額として法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の10%（中小企業者等（注2）である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法42の12①⑦）。

《要件》

- イ 基準雇用者数が5人以上（中小企業者等にあつては、2人以上）であることにつき所定の証明がされたこと
- ロ 基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年度開始の日の前日における雇用者の数が0であることにつき所定の証明がされたこと
- ハ 給与等支給額 $\geq$ 比較給与等支給額
- ニ 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと

（算 式）

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{特定地域基準雇用者数}$$

《用語の意義》

用 語	意 義
基準雇用者数	適用年度終了の日における雇用者（*1）の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者（*2）に該当する者を除きます。）の数を減算した数をいいます（旧措法42の12⑤四）。 （*1） 雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものをいいます（旧措法42の12⑤二）。 （*2） 高年齢雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものをいいます（旧措法42の12⑤三）。
基準雇用者割合	基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいいます（旧措法42の12⑤八）。
給与等支給額	法人の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）のうち適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除きます。）をいいます（旧措法42の12⑤十）。
比較給与等支給額	次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12⑤十一）。 比較給与等支給額 = 前期の給与等支給額 + (前期の給与等支給額 $\times$ 基準雇用者割合 $\times$ 30%)

特定地域基準雇用者数	適用年度開始の日において地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する法人の事業所（*1）においてその適用年度に新たに雇用された次の要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその事業所に勤務するものの数（その数がその事業所のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します。）として所定の証明がされた数（*2）をいいます（旧措法 42 の 12⑤六）。 イ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること（無期雇用）。 ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと（フルタイム）。 （*1） その適用年度において下記(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。 （*2） その数がその法人のその適用年度の基準雇用者数（その適用年度において下記(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数（下記(2)の《用語の意義》を参照）を控除します。）を超える場合には、その基準雇用者数とします（旧措法 42 の 12①）。
------------	---

（注 1） 適用年度とは、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（*）をいいます（旧措法 42 の 12①）。

（*） 合併、分割又は現物出資以外の事由による設立の日を含む事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注 2） 中小企業者等は、2 ページ I 1【制度の概要】の（注 4）の中小企業者等と同じです。

(2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で拡充型計画（注 1）又は移転型計画（注 2）の認定を受けたもの（以下「認定事業者」といいます。）が、適用年度において、次の《要件》イからハまでを満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の（算式）により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)又は旧措法第 42 条の 11 の 3《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12②⑦）。

《要件》

イ 基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等にあつては、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたこと（(1)の《要件》イと同じです。）

ロ 給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額 （(1)の《要件》ハと同じです。）

ハ 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと（(1)の《要件》二と同じです。）

（算 式）

地方事業所税額控除限度額 = (i)の金額 + (ii)の金額 + (iii)の金額

(i) 30 万円（又は 60 万円）（注 3） × 地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数

(ii) 20 万円（又は 50 万円）（注 3） × 次の A 及び B の合計数

A 新規雇用者総数 − 特定新規雇用者数
(新規雇用者総数×40%相当数に達するまで)

B 地方事業所基準雇用者数 − 新規雇用者総数

(iii) 10 万円（又は 40 万円）（注 3）
× {新規雇用者総数 − 特定新規雇用者数 − (新規雇用者総数×40%)}

《用語の意義》

用 語	意 義
地方事業所基準雇用者数	適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12⑤七）。
特定新規雇用者数	その法人が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設において適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの数として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12②一）。 イ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること（無期雇用）。 ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと（フルタイム）。
新規雇用者総数	地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの総数（その適用年度の地方事業所基準雇用者数を上限とします。）として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12②二）。

（注 1） 拡充型計画とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます。

（注 2） 移転型計画とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます。

（注 3） 基準雇用者割合が 10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、それぞれ括弧書の上乗せ金額となります。

(3) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限りです。）であるもののうち上記(2)の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の（算式）により計算した金額の法人税額の特例控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)若しくは(2)又は旧措法第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特例控除》による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12③）。

（算 式）

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = 30 \text{ 万円} \times \text{地方事業所特別基準雇用者数}$$

《用語の意義》

用 語	意 義
地方事業所特別基準雇用者数	適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます（旧措法 42 の 12⑤十二）。

〔改正の内容〕

(1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特例控除制度の廃止

〔制度の概要〕(1)について、適用期限の到来をもって廃止することとされました（旧措法 42 の 12 ①）。

(2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例措置及び移転型計画の認定を受けた法人に対する特例措置の見直し

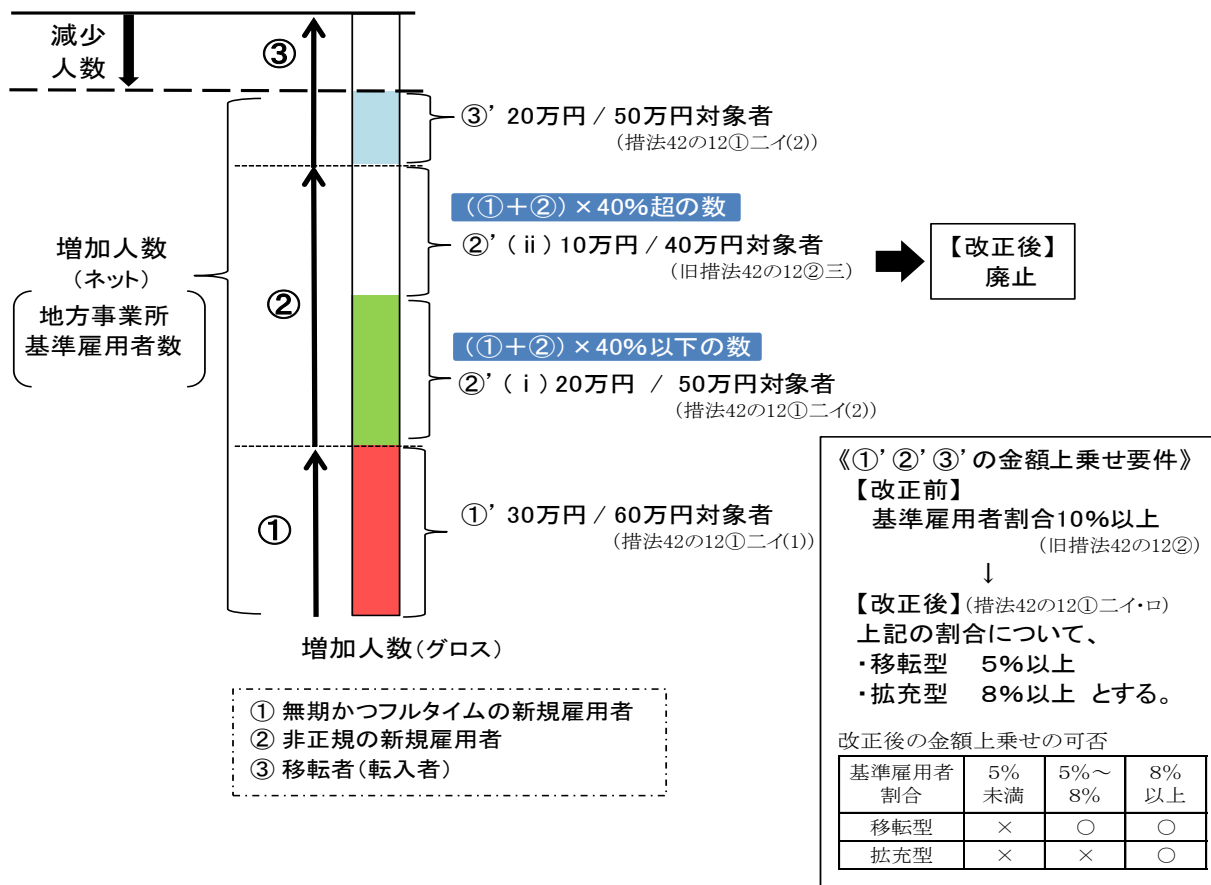
〔制度の概要〕(2)及び(3)のそれぞれの措置について、次のイ及びロのとおり見直しが行われた上で、計画の認定期限が2年延長されました。

イ 〔制度の概要〕(2)の措置について、次のとおり見直しが行われました。

	改 正 後
要 件	① 《要件》イについて、「地方事業所基準雇用者数のうち有期雇用又は短時間労働の新規雇用者以外の雇用者の数が2人以上であること」とされました（措法42の12①一イ）。 なお、適用年度前の各事業年度のうち計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度のいずれかにおいて特定業務施設につき既に2人以上であったこと（基準雇用者数・地方事業所基準雇用者数が0に満たない場合を除きます。）につき証明がされたことを含むこととされています（措法42の12①一イ）。 ② 《要件》ロの比較給与等支給額について、前期の給与等支給額＋（前期の給与等支給額×基準雇用者割合×20%（改正前30%））とされました（措法42の12④十三）。
税額控除限度額	① （算式）イの（注3）及び（算式）ロの（注3）における基準雇用者割合が10%以上である場合に一人当たり税額控除額を上乗せできる措置について、基準雇用者割合が8%以上（移転型計画は5%以上）である場合とされました（措法42の12①二イ・ロ）。 ② （算式）ハの対象となる者の数については、0とされました（旧措法42の12②三）。
そ の 他	本措置については、措法第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》との重複適用ができないこととされるとともに、適用年度の調整前法人税額の20%相当額が限度とされました（措法42の12①⑥）。

《イメージ図》

○ (2)イの措置における地方事業所雇用者数と税額控除額



ロ 【制度の概要】(3)の措置について、次のとおり見直しが行われました。

(i) 下記A及びBの見直しが行われました（措法42の12②）。

A 特定業務施設が地域再生法第5条第4項第5号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合におけるその特定業務施設に係る地方事業所特別税額控除限度額について、地方事業所特別基準雇用者数一人当たり20万円（改正前30万円）とされました。

B 地方事業所特別税額控除限度額について、適用年度の調整前法人税額の20%（改正前30%）相当額が限度とされました。

(ii) 措法第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の適用を受ける事業年度において、その適用を受けないものとしたらば見直し後の上記(2)の措置の適用のある法人である場合には、本措置を適用できることとされました（措法42の12②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の2）。

◆ 本制度の利用に必要な雇用促進計画の提出手続などに関する内容については、厚生労働省ホームページの次のURL（平成30年4月27日現在）もご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

〔適用時期〕

平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則86、107①）。

〔経過措置の特例〕

平成30年4月1日前に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた法人（同日以後に同項の認定（同条第4項の規定による変更の認定を含みます。）を受けた法人を除きます。）が、同日以後に開始する適用年度において【制度の概要】(1)の《要件》イ及びハを満たす場合には、改正後の【制度の概要】(2)の《要件》イ及びロを満たすこととし、改正後の(2)の措置を下記のとおりとした上で適用できることとされています（改正法附則91①、107②）。

イ 一人当たり税額控除額を上乗せできる措置の要件について、基準雇用者割合が10%以上である場合とする

ロ 措法第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》との重複適用ができる

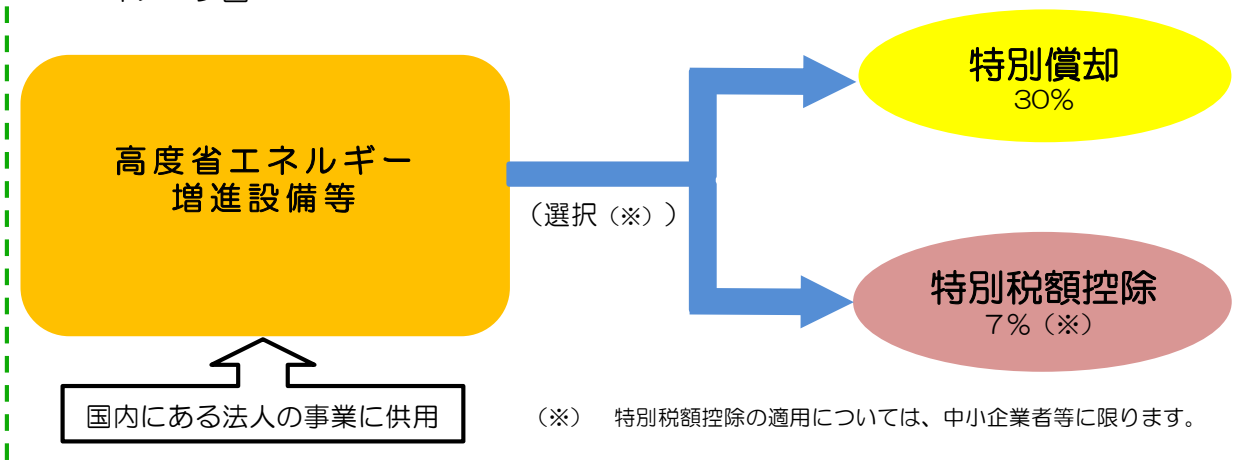
なお、この経過措置の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に添付することとされている控除の対象となる金額の計算に関する明細書に、この特例の適用を受ける旨を記載する必要があります（改正法附則91②、107③）。

5 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、高度省エネルギー増進設備等（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限ります。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、供用年度において、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（中小企業者等については、その取得価額の合計額の7%相当額の法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の5①②）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人（法人税額の特別控除制度の適用対象法人は、中小企業者等(注)に限ります。）です（措法 42 の 5 ①②）。

（注） 中小企業者等は、4 ページ I 1 【改正の内容】(2)の（注 1）の中小企業者等と同じです。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、平成 30 年 4 月 1 日（下記(3)②及び③に掲げる法人にあっては、改正エネルギー使用合理化法の施行の日）から平成 32 年 3 月 31 日までの期間をいいます（措法 42 の 5 ①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である高度省エネルギー増進設備等とは、次表の区分に応じそれぞれ次表の減価償却資産をいいます（措法42の 5 ①一～三、措令27の 5 ①②、措規20の 2）。

	法人の区分	減価償却資産
①	特定事業者又は特定連鎖化事業者(注 1)（特定連鎖化事業者が行うエネルギー使用合理化法第 18 条第 1 項に規定する連鎖化事業（以下「特定連鎖化事業」といいます。）の同項に規定する加盟者（以下「特定加盟者」といいます。）を含みます。）	エネルギー使用合理化法第 15 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定により主務大臣に提出された中長期計画において設置するものとして記載された特定高度省エネルギー増進設備等(注 2)（特定加盟者の同項の中長期計画に係るものにあつては、その特定加盟者が設置しているその特定連鎖化事業に係る同法第 3 条第 1 項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたものに限ります。）
②	連携省エネルギー計画の認定（エネルギー使用合理化法第 46 条第 1 項の認定をいいます。）を受けた同項の工場等を設置している者	その認定に係るエネルギー使用合理化法第 47 条第 3 項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第 46 条第 1 項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの(注 3)
③	荷主連携省エネルギー計画の認定（エネルギー使用合理化法第 117 条第 1 項の認定をいいます。）を受けた同項の荷主	その認定に係るエネルギー使用合理化法第 118 条第 3 項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法第 117 条第 1 項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの(注 4)

（注 1） 特定事業者とは、エネルギー使用合理化法第 7 条第 3 項ただし書に規定する特定事業者をいい、特定連鎖化事業者とは、同法第18条第 2 項ただし書に規定する特定連鎖化事業者をいいます。以下同じです。

（注 2） 特定高度省エネルギー増進設備等とは、機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、特定事業者又は特定連鎖化事業者（特定加盟者を含みます。）であつて既に相当程度のエネルギーの使用の合理化を進めているもの（資源エネルギー庁が実施する事業者クラス分け評価制度において、2 年連続 S クラスであるもの）が取得等を

するものであること、その中長期計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであることその他その合理化に特に効果の高いものであることにつき証明がされたものをいいます（措令27の5①）。

（注3） 上記②の一定のものとは、機械その他の減価償却資産で工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、上記②により取得等をされるものとして連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたものをいいます（措令27の5②）。

（注4） 上記③の一定のものとは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、上記③により取得等をされるものとして荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたものをいいます（措令27の5②）。

（4） 適用対象事業

本制度の適用対象となる事業は、国内にある法人の事業とされています（措法42の5①）。

（5） 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、高度省エネルギー増進設備等を国内にある法人の事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の5①）。

（6） 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の5①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{高度省エネルギー増進設備等の取得価額} \times 30\%$$

（7） 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の5②）。

（算 式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{高度省エネルギー増進設備等の取得価額の合計額} \times 7\%$$

（注） 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

＜特別償却・税額控除共通＞

高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」といいます。）の交付を受けた法人が、その補助金等をもって取得し、又は製作し、若しくは建設したその補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、本制度の適用はありません（措法42の5④）。

＜特別償却＞

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に高度省エネルギー増進設備等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の5⑤）。

ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した高度省エネルギー増進設備等については、本制度の適用はありません（措法42の5③、措令27の5③）。

＜税額控除＞

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又

は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。)に控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額が限度とされます(措法42の5⑥)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の10)。

- ◆ 本制度における適用対象資産に係る証明手続などに関する内容については、資源エネルギー庁ホームページの次のURL(平成30年4月27日現在)もご覧ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/

〔適用時期〕

上記(3)①の法人にあっては、平成30年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等について適用されます。また、上記(3)②及び③の法人にあっては、改正エネルギー使用合理化法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等について適用されます(措法42の5①、68の10①、改正法附則1、88①)。

なお、〔創設された制度の概要〕(1)の(注)における中小企業者等のうち適用除外事業者(4ページI1〔改正の内容〕(2)の(注1)参照)に該当するものを除く部分については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(29改正法附則62①、75③、改正法附則88②、104②)。

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案は平成30年4月27日現在、国会において審議中です。

6 企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、事業所内保育施設の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る企業主導型保育施設用資産(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限り、又は製作し、若しくは建設して、これを保育事業の用に供したときは、供用期間の日を含む各事業年度において、その企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき助成金の交付を受ける期間に限り、普通償却限度額の12%(建物及びその附属設備並びに構築物については、15%)相当額の割増償却ができることとされました(措法47①)。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人です(措法47①)。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である企業主導型保育施設用資産とは、事業所内保育施設(注1)の新設又は増設をする場合(その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに幼児遊戯用構築物等(注2)の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」といいます。))をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限り、その新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びにその幼児遊戯用構築物等をいいます(措法47①)。

(注1) 事業所内保育施設とは、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する施設のうち児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務(以下「保育事業」といいます。)を目的とするものをいいます(措法47①)。以下同じです。

(注2) 幼児遊戯用構築物等とは、上記(注1)の事業所内保育施設における保育事業の用に供する次に掲げる減価償却資産をいいます(措法47①、措令29の4①、措規20の20①②)。

減価償却資産	具体例
遊戯用の構築物のうち幼児用のもの	滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物
遊戯具その他の器具及び備品	遊戯具、家具及び一定の防犯設備

(3) 供用期間

本制度における供用期間とは、企業主導型保育施設用資産を法人の保育事業の用に供した日以後3年以内をいいます(措法47①)。

なお、本制度は、供用期間で法人の保育事業の用に供している期間(企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設における保育事業の運営費につき助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける期間に限ります。)に限り、適用されます(措法47①、措規20の20③)。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します(措法47①)。

(算式)

イ 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 15\%$$

ロ イ以外の減価償却資産

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 12\%$$

申告に当たっての注意点

イ 法人が所有権移転外リース取引(法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。)により取得した企業主導型保育施設用資産については、本制度の適用はありません(措法47①、42の5③、措令27の5③)。

ロ 本制度の適用を受ける場合には、確定申告書等に企業主導型保育施設用資産の償却限度額の計算に関する明細書を添付することに加えて、その適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等により新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等を行うこと及びその事業所内保育施設につき上記(2)の助成金の交付を受けることが確認できる書類を添付しなければならないこととされています(措法47③④、措令29の4②③、措規20の20④)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の34)。

〔適用時期〕

平成30年4月1日以後に取得等をする企業主導型保育施設用資産について適用されます(措法47①、68の34①)。

7 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	○ 本制度は、廃止されました。	平30.4.1前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については、従来どおり

改正事項	改正の内容	適用時期等																		
(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、改正法附則89①、105①)		適用されます。																		
(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除(措法42の10①②、68の14①②、改正法附則1) (措法42の10①、68の14①)	○ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されているものを除きます。)について、特別償却率及び税額控除率が次のとおり引き下げられました。 イ 特別償却率 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>平31.3.31以前 計画確認</th><th>平31.4.1以後 計画確認</th></tr> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td><td>50%</td><td>45%</td></tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td><td>25%</td><td>23%</td></tr> </table> ロ 税額控除率 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>平31.3.31以前 計画確認</th><th>平31.4.1以後 計画確認</th></tr> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td><td>15%</td><td>14%</td></tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td><td>8%</td><td>7%</td></tr> </table> ○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認	機械装置及び器具備品	50%	45%	建物等及び構築物	25%	23%	区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認	機械装置及び器具備品	15%	14%	建物等及び構築物	8%	7%	—
区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認																		
機械装置及び器具備品	50%	45%																		
建物等及び構築物	25%	23%																		
区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認																		
機械装置及び器具備品	15%	14%																		
建物等及び構築物	8%	7%																		
(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11①②、68の14の2①②、改正法附則1) (措法42の11①、68の14の2①)	○ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されているものを除きます。)について、特別償却率及び税額控除率が次のとおり引き下げられました。 イ 特別償却率 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>平31.3.31 以前の指定</th><th>平31.4.1 以後の指定</th></tr> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td><td>40%</td><td>34%</td></tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td><td>20%</td><td>17%</td></tr> </table> ロ 税額控除率 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>平31.3.31 以前の指定</th><th>平31.4.1 以後の指定</th></tr> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td><td>12%</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td><td>6%</td><td>5%</td></tr> </table> ○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定	機械装置及び器具備品	40%	34%	建物等及び構築物	20%	17%	区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定	機械装置及び器具備品	12%	10%	建物等及び構築物	6%	5%	—
区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定																		
機械装置及び器具備品	40%	34%																		
建物等及び構築物	20%	17%																		
区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定																		
機械装置及び器具備品	12%	10%																		
建物等及び構築物	6%	5%																		
(4) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の3①、68の15①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—																		

改正事項	改正の内容	適用時期等										
(5) 特定設備等の特別償却（措法43①四、68の16①四、措令28⑥⑦⑫、39の49⑥⑦⑧四、平30財務省告示第89号、改正法附則94①、110①）	○ 再生可能エネルギー発電設備等に係る措置が追加されました。この追加された措置の内容は次表のとおりです。 <table><tr><th>区 分</th><th>追加された措置の概要</th></tr><tr><td>対 象 者</td><td>青色申告書を提出する法人で、再生可能エネルギー発電設備等を国内にある事業の用に供するもの（一般送配電事業者に該当する法人その他の一定の法人を除きます。）</td></tr><tr><td>対 象 設 備</td><td>次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供されたことのないもの（補助金等の交付を受けて取得等をしたものは除きます。） イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるもの（以下「再生可能エネルギー源」といいます。）から電気若しくは熱を得るため又は再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下「再生可能エネルギー利用資産」といいます。）のうち太陽光又は風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの ロ 主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの</td></tr><tr><td>特別償却率</td><td>20%</td></tr><tr><td>指 定 期 間</td><td>平成30年4月1日から平成32年3月31日まで</td></tr></table>	区 分	追加された措置の概要	対 象 者	青色申告書を提出する法人で、再生可能エネルギー発電設備等を国内にある事業の用に供するもの（一般送配電事業者に該当する法人その他の一定の法人を除きます。）	対 象 設 備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供されたことのないもの（補助金等の交付を受けて取得等をしたものは除きます。） イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるもの（以下「再生可能エネルギー源」といいます。）から電気若しくは熱を得るため又は再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下「再生可能エネルギー利用資産」といいます。）のうち太陽光又は風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの ロ 主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの	特別償却率	20%	指 定 期 間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	平30.4.1以後に取得等をする再生可能エネルギー発電設備等について適用されます。
区 分	追加された措置の概要											
対 象 者	青色申告書を提出する法人で、再生可能エネルギー発電設備等を国内にある事業の用に供するもの（一般送配電事業者に該当する法人その他の一定の法人を除きます。）											
対 象 設 備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供されたことのないもの（補助金等の交付を受けて取得等をしたものは除きます。） イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるもの（以下「再生可能エネルギー源」といいます。）から電気若しくは熱を得るため又は再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下「再生可能エネルギー利用資産」といいます。）のうち太陽光又は風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの ロ 主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの											
特別償却率	20%											
指 定 期 間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで											
(6) 耐震基準適合建物等の特別償却（措法43の2②、68の17②、改正法附則94②、110②） (措法43の2②、68の17②)	○ 技術基準適合施設に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。 イ 特別償却率（改正前20%） ④ 港湾法の港湾隣接地域（緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限ります。）内において取得又は建設をした技術基準適合施設 22% ⑤ 上記④以外の港湾隣接地域内において取得又は建設をした技術基準適合施設 18% ロ 港湾管理者からの求めに対し技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告期間が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間とされました。	平30.4.1以後に取得等をする技術基準適合施設について適用され、同日前に取得等をした技術基準適合施設については、従来どおり適用されます。 —										
(7) 特定地域における電気通信設備の特別償却（旧措法44の5、68の26、改正法附則94③、110③）	○ 本制度は、廃止されました。	平30.4.1前に取得等をした特定電気通信設備については、従来どおり適用されます。										
(8) 情報流通円滑化設備の特別償却（措法44の5、68の26、改正法附則94③、110③）	○ 情報流通円滑化設備の特別償却制度が創設されました。この創設された制度の内容は次表のとおりです。 <table><tr><th>区 分</th><th>創設された制度の概要</th></tr><tr><td>対 象 者</td><td>青色申告書を提出する法人で実施計画（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条第</td></tr></table>	区 分	創設された制度の概要	対 象 者	青色申告書を提出する法人で実施計画（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条第	平30.4.1以後に取得等をする情報流通円滑化設備について適用されます。						
区 分	創設された制度の概要											
対 象 者	青色申告書を提出する法人で実施計画（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条第											

改 正 事 項	改 正 の 内 容		適 用 時 期 等	
		1 項に規定する実施計画で、同法附則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資する一定のものを設置して行うものに限ります。）の実施に関するものに限ります。）について認定を受けたもの		
	対 象 設 備	認定に係る実施計画に記載された特定電気通信設備（電磁的記録として記録された情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するためのものをいいます。）のうち次のいずれも満たすもの イ 主として特定電気通信設備が設置される都道府県又はその都道府県に隣接する都道府県において情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものとして一定のものであること ロ 情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業（以下「特定情報通信業」といいます。）を行う法人が、東京圏以外の地域内においてその特定情報通信業の用に供するものであること		
		特 別 償 却 率		15%
		適 用 期 間		平成30年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで
	(9) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（措法46①三、68の31①三、改正法附則 1、86） （措法46①、68の31①）	○ 対象法人に係る要件について、重度障害者割合が55%（改正前50%）以上に引き上げられました。 ○ 適用期限が平成32年 3 月31日まで 2 年延長されました。		平30. 4. 1 以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(10) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却（旧措法46の 2、68の33、改正法附則94④、110④）	○ 本制度は、廃止されました。	平30. 4. 1 前に基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に終了する適用事業年度又は特例認定適用事業年度終了の日において有する次世代育成支援対策資産については、従来どおり適用されます。		
(11) 倉庫用建物等の割増償却（措法48①、68の36①）	○ 適用期限が平成32年 3 月31日まで 2 年延長されました。	—		

Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(1) 海外投資等損失準備金（措法55①⑨、68の43①⑧、改正法附則95①、111①） （措法55①、68の43①）	○ 準備金積立率について、次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源開発事業法人及び資源開発投資法人</td><td>30%</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人</td><td>70%</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table> ○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	法人の区分	改正前	改正後	資源開発事業法人及び資源開発投資法人	30%	20%	資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人	70%	50%	平30.4.1以後に取得する特定株式等について適用され、同日前に取得した特定株式等については、従来どおり適用されます。 —
法人の区分	改正前	改正後									
資源開発事業法人及び資源開発投資法人	30%	20%									
資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人	70%	50%									
(2) 新事業開拓事業者投資損失準備金（措法55の2①、68の43の2①、改正法附則1十三ロ）	○ 認定期限が平成31年3月31日まで1年延長されました。	改正産業競争力強化法（平30.4.27現在審議中）の施行の日から施行されます。									
(3) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5①、68の44①）	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—									
(4) 特定災害防止準備金（措法56③一・二、68の46③一・二、改正法附則95②、111②） （措法56①、68の46①）	○ 準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合及び特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合が追加されました。 ○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	平30.4.1以後に確認を受ける場合におけるその確認を受ける日を含む事業年度分の法人税及び同日以後に許可を取り消される場合におけるその取り消される日を含む事業年度分の法人税について適用されます。 —									
(5) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①、改正法附則96①、112①） （措規21の18の2①、改正措規附則24） （措法61の2③二、68の64③二、改正法附則96②、112②）	○ 対象法人から特定農業法人である農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除きます。）が除外されました。 ○ 対象となる交付金等から経営所得安定対策交付金が除外されました。 ○ 準備金の取崩し事由に次の場合が追加されるとともに、その取崩し金額が次に掲げる場合に応じそれぞれ次の金額とされました。 イ 認定計画の定めるところにより農用地等（農用地並びに農業用の機械装置、器具備品、建物等、構築物及びソフトウエアをいいます。）の取得等をした場合 その農用地等の取	特定農業法人である農地所有適格法人が平30.4.1前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。 平30.4.1以後に交付を受ける交付金等について適用され、同日前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。 平30.4.1以後に農用地等の取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む事業年度分の法人税について適用されます。									

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法61の2①、68の64①)	得価額相当額 ロ 農用地等（農用地並びに農業用の機械装置、建物等及び構築物に限ります。）の取得等をした場合（上記イの場合を除きます。） その農用地等の取得価額相当額 ○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(6) 農用地等を取得した場合の課税の特例（措法61の3①、68の65①、改正法附則96②、112②）	○ 農業経営基盤強化準備金の取崩しによる益金算入額のうち上記(5)ロの金額は、圧縮限度額の計算の基礎となる農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額の対象から除外されました。	平30.4.1以後に農用地等の取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む事業年度分の法人税について適用されます。

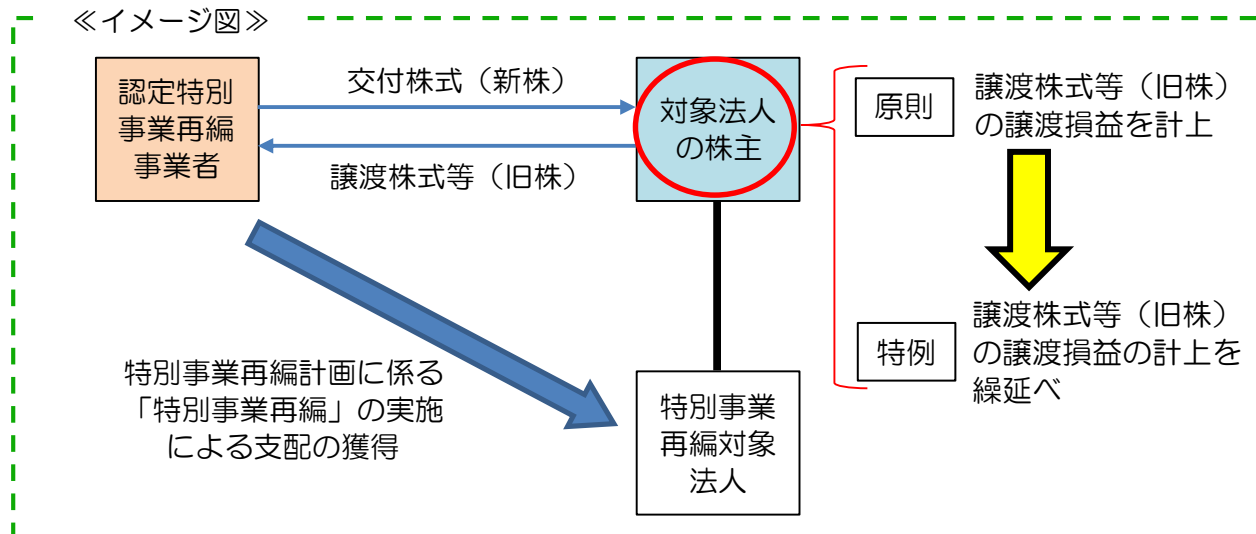
Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

1 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が、改正産業競争力強化法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画について認定を受けた法人の行ったその認定に係る特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する他の法人（以下「特別事業再編対象法人」といいます。）の株式等を譲渡し、その認定を受けた法人の株式の交付を受けた場合には、その譲渡に係る対価の額は、その譲渡に係る原価の額とし、その特別事業再編対象法人の株式等の譲渡損益の計上を繰り延べることとされました（措法 66 の 2 の 2 ①）。

＜イメージ図＞



(1) 特別事業再編

本制度の特別事業再編とは、産業競争力強化法第 2 条第 11 項に規定する事業再編のうち、事業者が、その事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式等を取得する一定のものをいいます（産業競争力強化法 2 ⑫）。

また、本制度の特別事業再編計画とは、特別事業再編に関する計画をいい（産業競争力強化法 25 ①）、認定特別事業再編事業者とは、改正産業競争力強化法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にその特別事業再編計画の認定を受けた法人をいいます（措法 66 の 2 の 2 ①）。

(2) 交付株式及び譲渡株式等

本制度の交付株式とは、法人が認定特別事業再編事業者の行った特別事業再編により交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式をいい、譲渡株式等とは、その特別事業再編により譲渡した特別事業再編対象法人の株式等をいいます（措令 39 の 10 の 3 ①一）。

(3) 特別事業再編対象法人の株主の課税関係

特別事業再編対象法人の株主の法人税法等の適用については、次のとおりとされました。

イ 交付株式の取得価額については、譲渡株式等の譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とすることとされました（措令 39 の 10 の 3 ①一）。

ロ 譲渡株式等が売買目的有価証券とされていた場合には、交付株式を売買目的有価証券とすることとされました（措令 39 の 10 の 3 ①二）。

(4) 認定特別事業再編事業者の課税関係

認定特別事業再編事業者の法人税法等の適用については、次のとおりとされました。

イ 特別事業再編により取得した譲渡株式等の取得価額は、次表に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次表に定める金額とされました（措令 39 の 10 の 3 ②一）。

区 分	金 額
特別事業再編計画に係る認定の日において株主等の数が <u>50 人未満</u> である特別事業再編対象法人の譲渡株式等の取得をした場合	その特別事業再編対象法人の株主等が有していたその譲渡株式等のその取得の直前における帳簿価額に相当する金額
特別事業再編計画に係る認定の日において株主等の数が <u>50 人以上</u> である特別事業再編対象法人の譲渡株式等の取得をした場合	その特別事業再編対象法人の前期期末時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含みます。）の帳簿価額を減算した金額に相当する金額にその特別事業再編対象法人のその取得の日における発行済株式又は出資の総数又は総額のうちにその取得をしたその譲渡株式等の数又は金額の占める割合を乗ずる方法等の一定の方法により計算した金額

ロ 交付株式の交付に係る増加資本金等の額は、特別事業再編により移転を受けた特別事業再編対象法人の譲渡株式等の取得価額とされました（措令 39 の 10 の 3 ②二）。

ハ 認定特別事業再編事業者が交付株式の交付の直後に 2 以上の種類の株式を発行している場合には、次の算式により計算した金額を、その種類の株式に係る種類資本金額に加算することとされました（措令 39 の 10 の 3 ②三）。

（算 式）

$$\text{種類資本金額の加算額} = \frac{\text{上記ロの金額}}{\text{交付株式の交付の直後の価額の合計額}} \times \text{交付株式のうち種類株式のその交付の直後の価額の合計額}$$

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 86）。

〔施行時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 十三ロ）。

なお、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案は平成 30 年 4 月 27 日現在、国会において審議中です。

2 その他

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法64④⑤、68の70③④、改正法附則97①、114①）	○ 収用等に係る買取者等から交付を受ける買取り等に係る土地収用証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。	平30. 4. 1 以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
（措令39②、39の99⑧、改正措令附則28①、41）	○ 上記の土地収用証明書等について、期中における適格分割等により代替資産の移転をした場合の規定の適用を受けるとき等についても、税務署長へ提出することに代えて保存することとされました。	平30. 4. 1 以後に行われる適格分割等について適用され、同日前に行われた適格分割等に

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
		については、従来どおり適用されます。
(2) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法64の2⑬、68の71⑭、措令39⑳、39の99⑱、改正法附則97①、114①、改正措令附則28①、41）	○ 上記(1)と同様の改正が行われました。	上記(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65③④、68の72③④、改正法附則97①、114①） (措令39の2⑨、39の100⑦、改正措令附則28①、41)	○ 換地処分等に係る事業施行者等から交付を受ける買取り等に係る土地収用証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。 ○ 上記の土地収用証明書等について、期中における適格分割等により交換取得資産の移転をした場合の規定の適用を受けるときについても、税務署長へ提出することに代えて保存することとされました。	平30. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 平30. 4. 1以後に行われる適格分割等について適用され、同日前に行われた適格分割等については、従来どおり適用されます。
(4) 収用換地等の場合の所得の特別控除（措法65の2④⑤、68の73④⑤、改正法附則97①、114①） (沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令63の3、63の4、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令附則1、2)	○ 収用換地等に係る公共事業施行者から交付を受ける買取り等に係る証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。 ○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の特定駐留軍用地等を譲渡した場合の所得の5,000万円特別控除の適用を受ける場合に、その譲渡に係る公共事業施行者から交付を受ける買取り等に係る証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。	平30. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上
(5) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の3④⑤、68の74④⑤、改正法附則97①、114①）	○ 土地等の譲渡に係る事業施行者から交付を受ける買取証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。	平30. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4⑤、68の75⑤、改正法附則97①、114①）	○ 上記(5)と同様の改正が行われました。	上記(5)の適用時期等と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法65の4①三、68の75①)	○ 特定の民間住宅地造成事業等のために土地等が買い取られる場合の適用期限が平成32年12月31日まで3年延長されました。	—
(7) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措令39の6②、改正措令附則1十二イ、28②)	○ 対象となる農地について、農地法の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する農地が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平30.4.27現在審議中)の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(旧措法65の11、68の82、旧措令39の9、39の108、旧措規22の9、22の71、改正法附則97②、114②)	○ 本制度は、廃止されました。	平30.4.1前に行った土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例(旧措法65の12、68の83、旧措令39の9、39の108、旧措規22の9、22の71、改正法附則97②、114②)	○ 本制度は、廃止されました。	同 上

Ⅳ 収益認識に関する会計基準に対応する改正

1 収益認識に関する会計基準への対応

〔制度の概要〕

(1) 法人税法上の収益の認識時期と額

法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とすることとされています（法 22①）。

その所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とされ、その収益の額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされています（法 22②④）。

（注） 具体的な収益の認識時期について、法人税基本通達において、例えば棚卸資産の販売による収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入することとされています（法人税基本通達 2-1-1）。

(2) 返品調整引当金制度

出版業等の事業を営む法人で、販売する棚卸資産の大部分について買戻しの特約を結んでいるものが、その買戻しによる損失の見込額として、各事業年度の終了の時ににおいて損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れた金額のうち、繰入限度額に達するまでの金額はその各事業年度の損金の額に算入することとされています（旧法 53①）。

（注） 繰入限度額の計算（*）

（*） 繰入限度額の計算は、出版業、出版に係る取次業等の事業の種類ごとに行うことになります。

$$\begin{array}{l} \text{返品調整引当金} \\ \text{繰入限度額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{イ 事業年度終了の時の売掛金残高} \\ \text{or} \\ \text{ロ 事業年度終了の日以前 2 ヶ月間の} \\ \text{販売額の合計額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{棚卸資産の} \\ \text{返品率} \end{array} \times \text{売買利益率}$$

なお、返品調整引当金勘定の金額は、翌事業年度において全額を取り崩して、益金の額に算入することとされています（旧法 53⑦）。

(3) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属年度の特例

法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額について、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理した場合には、その経理した収益の額及び費用の額は、その各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入することとされています（旧法 63①）。

（注） 長期割賦販売等とは、資産の販売等で次の要件に適合する条件を定めた契約に基づき行われるもの及びリース譲渡（法第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引による同条第 1 項に規定するリース資産の引渡しをいいます。）をいいます（旧法 63⑥、旧法令 127）。

イ 3 回以上に分割して対価の支払を受けること

ロ 最後の賦払金の支払期日までの期間が 2 年以上であること

ハ 目的物の引渡しの日までに支払期日が到来する賦払金の額の合計額が対価の額の 3 分の 2 以下となっていること

〔改正の内容〕

(1) 収益認識に関する会計基準の概要

我が国においては、企業会計原則の損益計算書原則に、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされているものの、収益認識に関する包括的な会計基準はこれまで開発されていませんでした。一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、

平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号（平成30年1月1日以後開始事業年度から適用）、FASBにおいてはTopic606（平成29年12月15日後開始事業年度から適用））を公表しました。

これらの状況を踏まえ、我が国の会計基準策定主体である企業会計基準委員会は、平成30年3月30日に収益認識に関する包括的な会計基準となる企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「新会計基準」といいます。）を公表しました。

新会計基準では、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（以下「取引価格」といいます。）で描写するように収益を認識することを基本原則としており、その収益を認識するために5ステップを適用して、顧客との契約において財又はサービスを顧客へ移転する約束（以下「履行義務」といいます。）を充足した時に又は充足するにつれて、取引価格のうち当該履行義務に配分した額について収益を認識することとされています。また、取引価格を算定する際に変動対価等の影響を考慮することとされています。

なお、新会計基準の適用時期は、平成33年4月1日以後開始する事業年度から強制適用とされていますが、平成30年4月1日以後開始する事業年度又は同年12月31日以後終了する事業年度から任意適用できることとされています。

（注）中小企業（監査対象法人以外）については、引き続き企業会計原則に則った会計処理も可能とされています。

「イメージ図」

〈基本原則に従って収益を認識するための5ステップ〉

ステップ1…顧客との契約を識別

ステップ2…契約における履行義務（収益認識の単位）を識別

ステップ3…取引価格の算定

⇒ 値引き、リポート、返金等、取引の対価に変動性のある金額が含まれる場合は、その変動部分の金額を見積り、その部分を増減して取引価格を算定

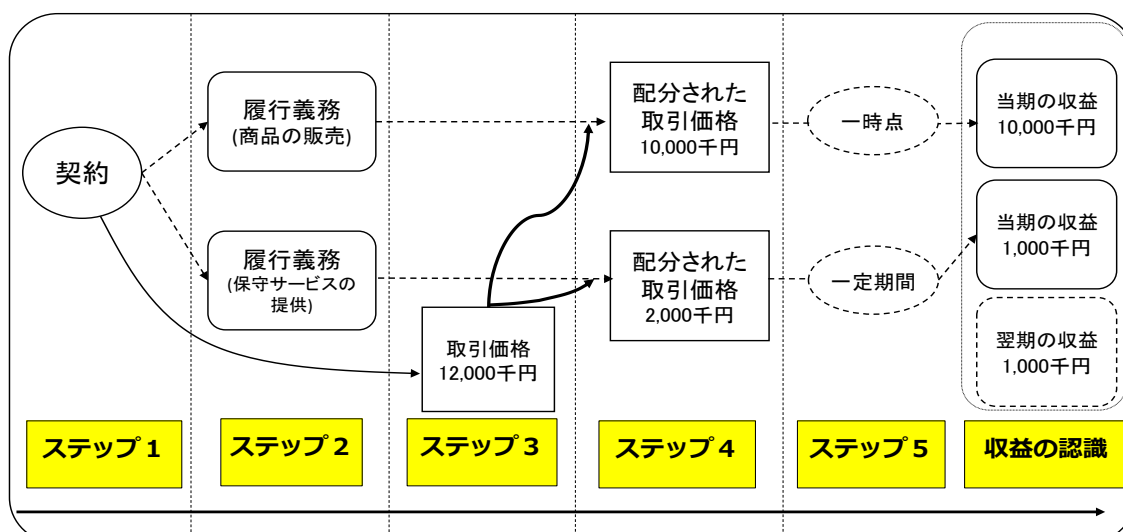
ステップ4…契約における履行義務に取引価格を配分

ステップ5…履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識

（注） 割賦販売における割賦基準に基づく収益認識は認められません。

5ステップの適用例

（設例） 商品の販売と保守サービス（2年間）を提供する契約の場合
商品の引渡し：当期首 保守サービス：当期首から翌期末
契約書上の対価の額：12,000千円



(2) 資産の販売等に係る収益の認識時期について

資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」といいます。）に係る収益の額は、原則としてその資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日（以下「引渡し等の日」といいます。）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することが明確化されました（法 22 の 2 ①）。

ただし、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（以下「公正処理基準」といいます。）に従って引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、その資産の販売等に係る収益の額は、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました（法 22 の 2 ②）。

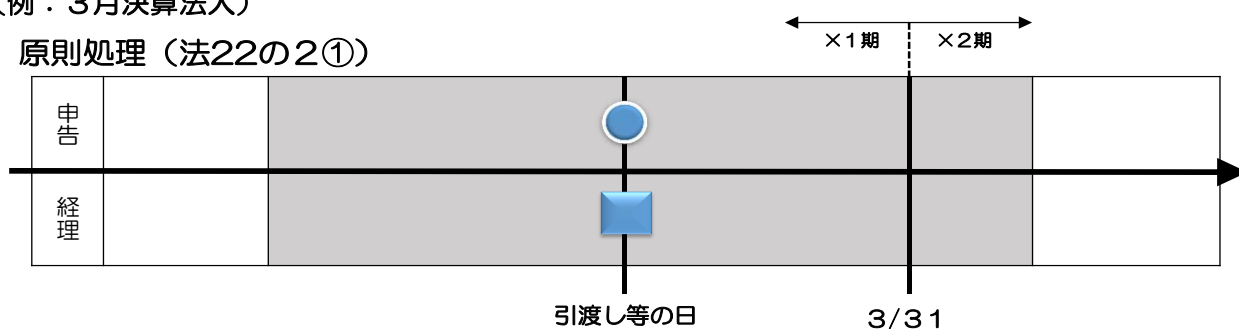
なお、引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定申告書に収益の額の益金算入に関する申告の記載をした場合（公正処理基準に従って引渡し等の日又はその近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理している場合を除きます。）には、その近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなすこととされました（法 22 の 2 ③）。

《イメージ図》

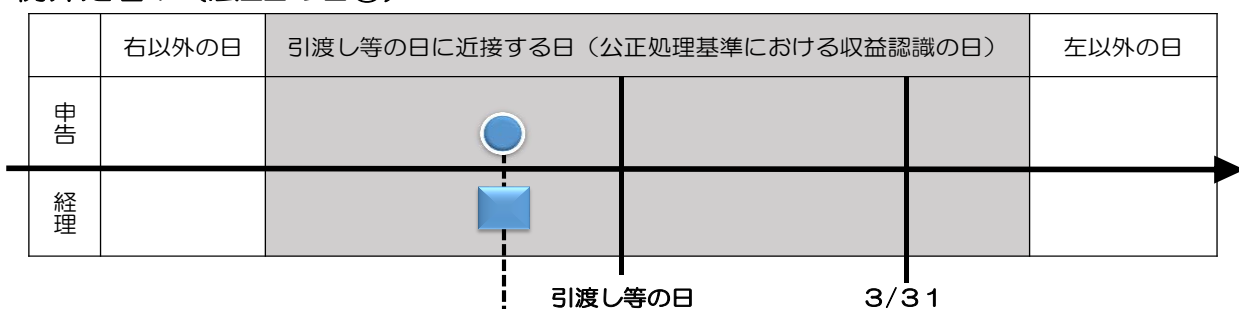
資産の販売等に係る収益の額は、次のいずれかの日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入します。

（例：3月決算法人）

原則処理（法22の2①）

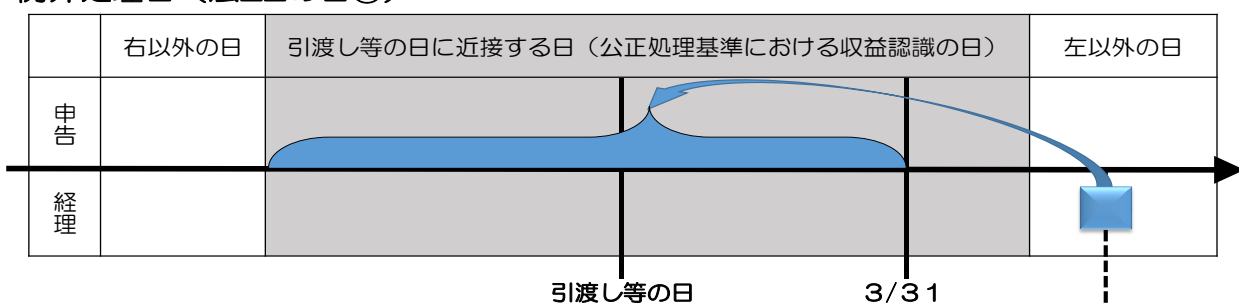


例外処理 1（法22の2②）



○ 引渡し等の日に近接する日（公正処理基準における収益認識の日）に収益経理
⇒ その近接する日の属する事業年度で益金算入

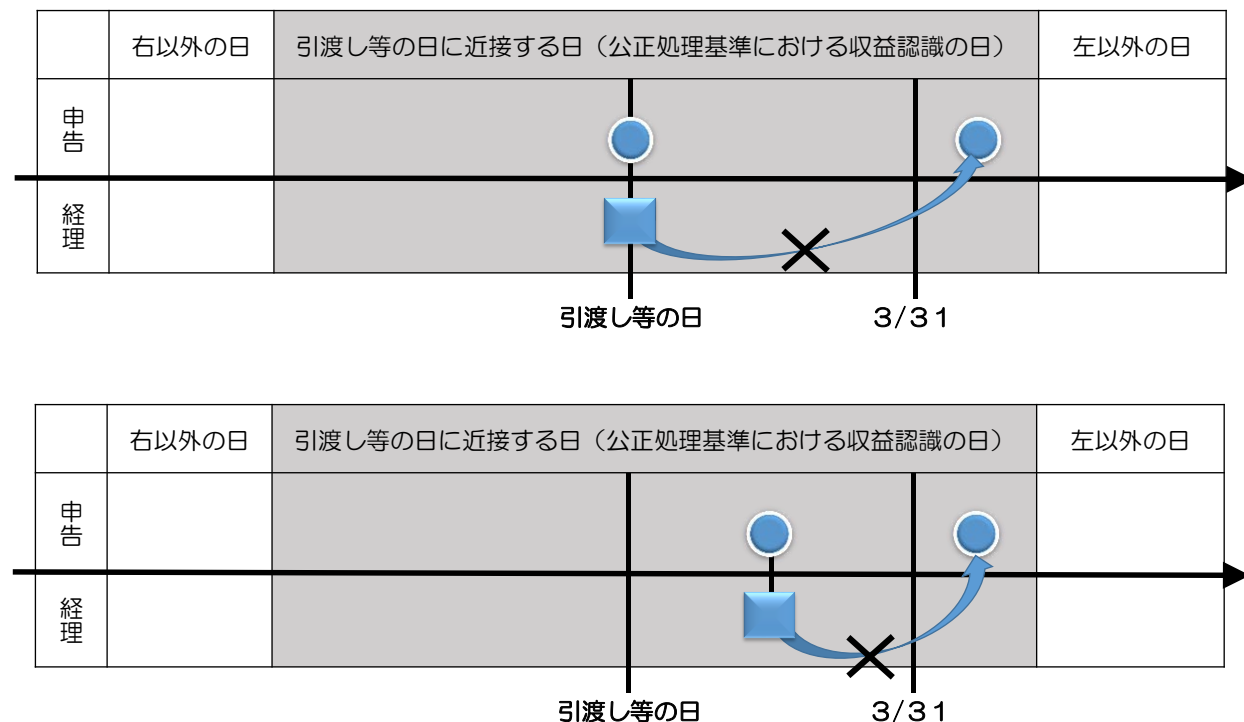
例外処理 2（法22の2③）



○ 引渡し等の日に近接する日（公正処理基準における収益認識の日）の属する事業年度の確定申告書において申告調整をした場合には、その日の属する事業年度に収益経理をしたものとみなして、その事業年度で益金算入する。

資産の販売等に係る収益の額は、引渡し等の日又はその近接する日において収益経理している場合には、申告調整によりこれらの日以外の日に変更することはできません。

例外処理2（法22の2③）の適用不可



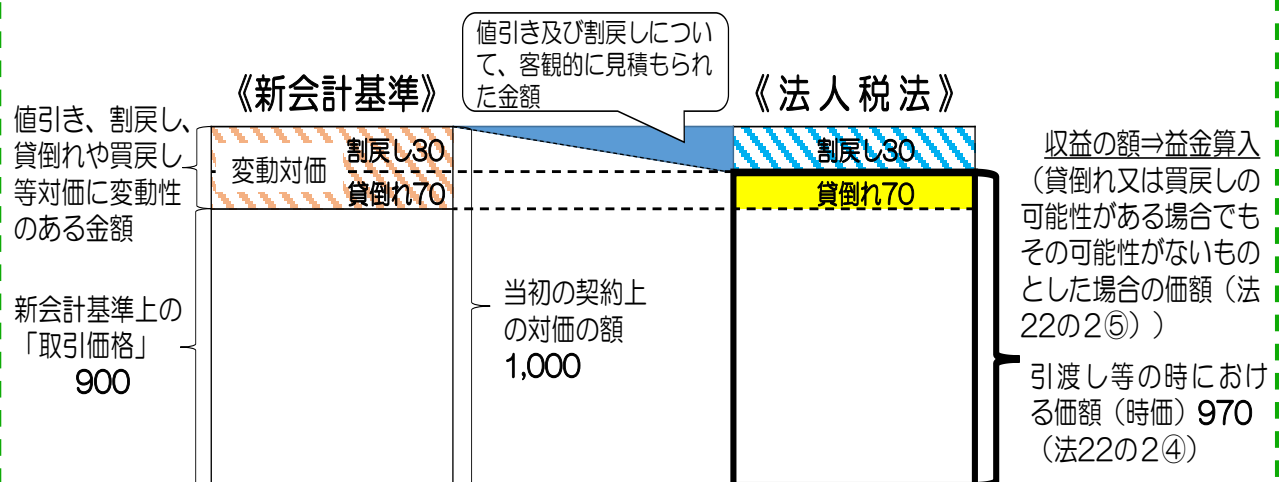
(3) 資産の販売等に係る収益の額について

資産の販売等に係る収益の額として所得の金額の計算上、益金の額に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの日における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額（以下「引渡し等の日における価額」といいます。）に相当する金額とすることが明確化されました（法22の2④）。

その引渡し等の日における価額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とされます（法22の2⑤）。

（注） 値引き及び割戻しについて客観的に見積られた金額を当初の契約上の対価の額から控除した額も引渡し等の日における価額とされます。

＜イメージ図＞



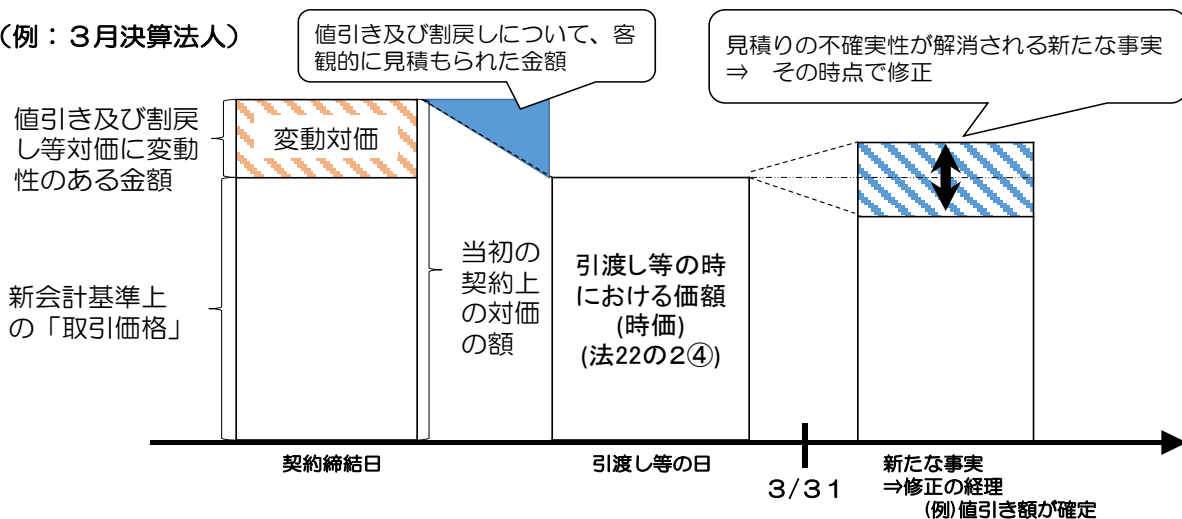
(4) 収益の額に係る修正の経理について

資産の販売等に係る収益の額について、公正処理基準に従って、引渡し等の日の属する事業年度後の事業年度の確定した決算において修正の経理（法第22条の2第5項各号に掲げる貸倒れ及び買戻しの事実が生ずる可能性の変動に基づく修正の経理を除きます。以下同じです。）をした場合に、その引渡し等の日の属する事業年度において所得の金額の計算上益金の額に算入された金額にその修正の経理により増加した金額を加算し、又はその益金の額に算入された金額からその修正の経理により減少した金額を控除した金額がその資産の販売等に係る引渡し等の時における価額に相当するときは、その修正の経理により増加し、又は減少した金額は、その修正の経理をした事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされました（法22の2⑦、法令18の2①②）。

また、引渡し等事業年度においてその収益の額につき適正に益金算入された場合で、上記の適用がない場合において、資産の販売等に係る収益の額について、引渡し等の日の属する事業年度後に生じた事情によりその資産の販売等に係る引渡し等の時における価額が変動したときは、その変動により増加し、又は減少した価額は、その変動することが確定した事業年度の所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされました（法22の2⑦、法令18の2③）。

「イメージ図」

（例：3月決算法人）



(5) 現物配当等に係る収益の額について

無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しその他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含むこととされ、これらの取引についても法人税法上の「収益の額」が生ずることが明確化されました（法22の2⑥）。

(6) 返品調整引当金制度の廃止

〔制度の概要〕(2)は、経過措置を講じた上、廃止されました（旧法53）。

(7) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属年度の特例

〔制度の概要〕(3)のうち、リース譲渡に係る部分以外の部分（資産の販売等で一定の要件に適合する条件を定めた契約に基づき行われるもの）が、経過措置を講じた上、廃止されました（旧法63）。

〔適用時期〕

〔改正の内容〕(2)から(7)までは平成30年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます（改正法附則19）。

〔経過措置の内容〕

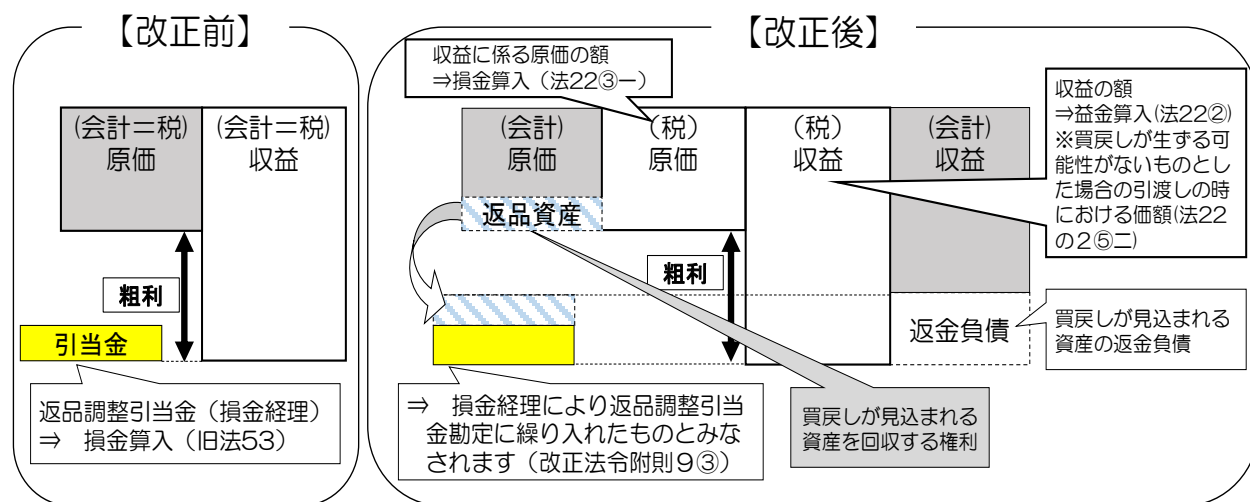
(1) 〔改正の内容〕(6)については、平成30年4月1日において返品調整引当金制度の対象事業を営む法人の平成33年3月31日までに開始する各事業年度について、改正前の規定による損金算入限度額による引当てが認められるとともに、平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する各事業年度については改正前の規定による損金算入限度額に対して1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当てが認められる等の経過措置が講じられています（改正法附則25）。

なお、返品することができる権利が付された販売（以下「返品権付き販売」といいます。）について、新会計基準を適用した場合には、返品調整引当金勘定に繰り入れる経理処理はできないこととなりますが、経過措置事業年度において設けている返金負債勘定の金額から返品資産勘定の金額を控除した金額に相当する金額は、その経過措置事業年度において損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れた金額とみなして経過措置を適用することとされています（改正法令附則9③）。

※ 経過措置事業年度（平成30年4月1日以後に終了する事業年度で、平成42年3月31日以前に開始する事業年度をいいます。）における損金算入限度額は次に掲げる事業年度の区分に応じてそれぞれ次のとおりとされています。

- ・ 平成33年3月31日までに開始する各事業年度
→ 改正前の規定による損金算入限度額
- ・ 平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度
→ 改正前の規定による損金算入限度額×9/10⇒翌事業年度の益金の額に算入（旧法53⑦）
- ・ 平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度
→ 改正前の規定による損金算入限度額×8/10⇒翌事業年度の益金の額に算入（旧法53⑦）
- ⋮
- ・ 平成41年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する事業年度
→ 改正前の規定による損金算入限度額×1/10
⇒ 平成42年4月1日以後最初に開始する事業年度の益金の額に算入（改正法附則25②）

＜返品権付き販売の処理イメージ図＞



(2) 〔改正の内容〕(7)については、平成30年4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人の平成35年3月31日までに開始する各事業年度について、改正前の規定による延払基準の方法により収益の額及び費用の額を経理した場合には、従前どおり認められることとされています。

なお、平成30年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の方法により経理しなかった場合の長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る未計上収益額及び未計上費用額については、その経理しなかった事業年度以後の各事業年度に10年均等で計上する等の経過措置が講じら

れています（改正法附則28）。

※ 経過措置の適用を受ける法人の長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額が次に掲げる場合に該当する場合には、未計上収益額及び未計上費用額を一括して、それぞれ次の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入することとされています（改正法附則28②）。

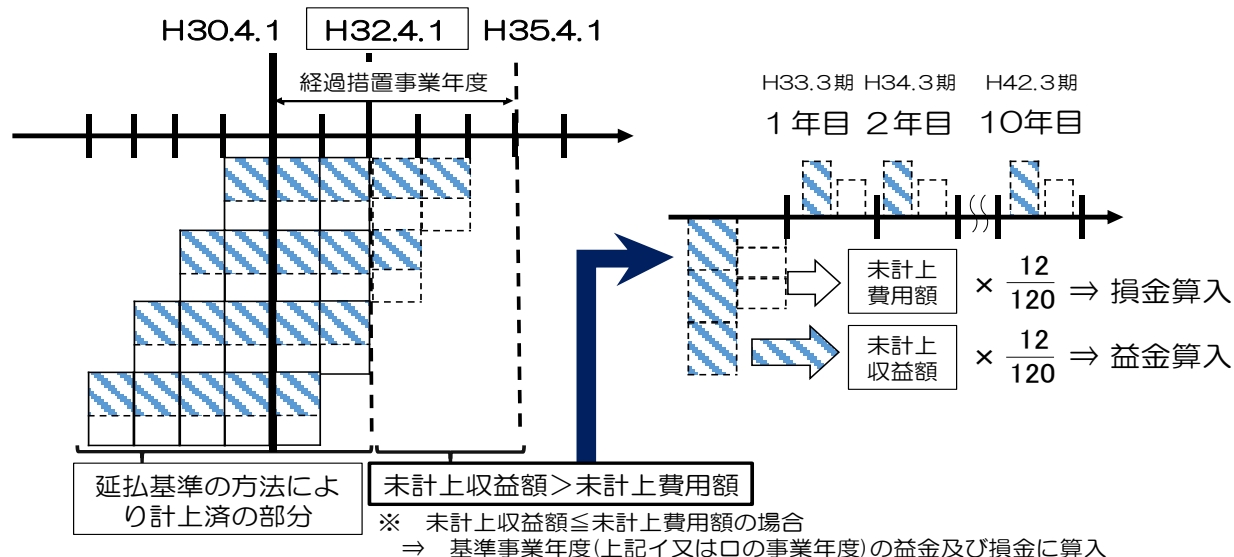
イ 経過措置事業年度（平成30年4月1日以後に終了する事業年度で、平成35年3月31日以前に開始する事業年度をいいます。）の確定した決算において延払基準の方法により経理しなかった場合 ⇒ その経理しなかった決算に係る事業年度

ロ 平成35年3月31日以前に開始した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されなかったものがある場合 ⇒ 同日後最初に開始する事業年度

ただし、上記イ又はロの場合に該当する場合において、未計上収益額が未計上費用額を超える場合には、未計上収益額及び未計上費用額を10年均等で、上記イ又はロの事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入することができます（改正法附則28③④）。

「イメージ図」

（例：3月決算法人がH32.4.1に延払基準による経理をやめた場合）



2 その他

○ その他、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 金銭債権計上差額の取扱い（法令18の2④、改正法令附則1、2）	○ 資産の販売等の対価として受け取る金額のうち、法第22条の2第5項各号《資産の販売等に係る収益の額》に掲げる事実（貸倒れ・返品）が生ずる可能性があることにより売掛金等の金銭債権の勘定としていない金額（以下「金銭債権計上差額」といいます。）がある場合は、その対価の額に係る金銭債権の帳簿価額は、その金銭債権計上差額を加算した金額とすることとされました。	平30.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
(2) 貸倒引当金勘定に繰り入れた金額等とみなす金額（法令99、改正法令附則1、2）	○ 収益認識基準に関する改正に伴い、法第52条第1項各号《貸倒引当金》に規定する内国法人が行った資産の販売等に係る対価について、貸倒れの事実が生ずる可能性があることにより売掛金勘定等の金額としていない金額がある場合は、その金額を損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額又はその設けた期中個別貸倒引当金勘定若しくは期中一括貸倒引当金勘定の金額とみなして貸倒引当金制度を適用することとされました。	同上

V 国際課税に関する改正

1 恒久的施設の範囲の見直し

〔制度の概要〕

恒久的施設（P E）の定義について、それぞれ以下のとおりとされています。

- (1) 外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で次に掲げる場所（旧法 2 十二の十九イ、旧法令 4 の 4 ①）《いわゆる「支店 P E」》
 - イ 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限ります。）
 - ロ 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
 - ハ その他事業を行う一定の場所でイ及びロに掲げる場所に準ずるもの
ただし、次に掲げる場所は、上記イからハまでの場所には含まれません（旧法令 4 の 4 ②）。
 - (i) 外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
 - (ii) 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
 - (iii) 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所
- (2) 外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務提供で 1 年を超えて行われるものをいいます。）を行う場所をいい、その外国法人の国内におけるその建設作業等を含みます。）（旧法 2 十二の十九ロ）《いわゆる「建設 P E」》
- (3) 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で次に掲げる者（その事業に係る業務を、外国法人に対して独立して行い、かつ、通常の方法により行う者（いわゆる「独立代理人」）を除きます。）（旧法 2 十二の十九ハ、旧法令 4 の 4 ③）《いわゆる「代理人 P E」》
 - イ 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除きます。ハにおいて同じです。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（いわゆる「同業者代理人」を除きます。）（旧法令 4 の 4 ③一）《いわゆる「常習代理人」》
 - ロ 外国法人のために、顧客の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて引き渡す者（旧法令 4 の 4 ③二）《いわゆる「在庫保有代理人」》
 - ハ 専ら又は主として一の外国法人のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者（旧法令 4 の 4 ③三）《いわゆる「注文取得代理人」》

〔改正の内容〕

(1) 租税条約上の P E の定義と異なる場合の調整規定等の整備

- イ P E の範囲について、我が国が締結した租税条約において国内法上の P E と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、その租税条約において P E と定められたもの（国内にあるものに限ります。）を国内法上の P E とすることとされました（法 2 十二の十九）。
- ロ 〔制度の概要〕(1)の支店 P E について、その範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改めることとされました（法令 4 の 4 ①）。
- ハ 〔制度の概要〕(2)の建設 P E について、建設 P E を構成する場所を、国内にある長期建設工事現場等に限定することとされました（法 2 十二の十九ロ、法令 4 の 4 ②）。
- ニ 〔制度の概要〕(3)の代理人 P E について、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除するとともに、同業者代理人に関する措置を廃止する等の措置が講じられました（旧法令 4 の 4 ③）。

(2) PE認定の人為的回避防止措置の導入

イ 【制度の概要】(3)の代理人PEについて、次の見直しが行われました。

- (i) 国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が外国法人の資産の所有権の移転等に関する契約である場合におけるその者が追加されました（法令4の4⑦）。
 (ii) 独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係（注）にある者に代わって行動する者が除外されました（法令4の4⑧）。

（注） 特殊の関係とは、その法人との間に直接・間接の持分割合 50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者をいいます（法令4の4⑨、法規3の4）。以下同じです。

ロ 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として保有する場所等は、PEに含まれないこととされました（法令4の4④）。ただし、その活動が外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限られます。

（注） 上記の取扱い、事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する外国法人と特殊の関係にある者がその事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う等の場合において、その事業を行う一定の場所がその者のPEに該当する等の一定の要件に該当するとき（その事業上の活動が一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限ります。）は、その事業を行う一定の場所については、適用しないこととされています（法令4の4⑤）。

ハ 【制度の概要】(2)の建設PEにおける1年を超えて建設作業等を行うこととする要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであったと認められる場合には、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除いて、分割された期間を合計して判定を行うこととされました（法令4の4③）。

《イメージ図》

○ 国内法上のPEの範囲

《改正前》

【限定列举】

支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の事業用倉庫

鉱山、採石場、その他の天然資源採取場所

その他事業を行う一定の場所で上記に掲げる場所に準ずるもの

【PEの例外】

以下は、PEに含まれない。
 ● 保管のみを行う場所
 ● 購入のみを行う場所
 ● 広告・宣伝・情報提供・市場調査・基礎的調査その他補助的活動のみを行う場所

《改正後》

【例示列举】

事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場

鉱山、石油・天然ガスの坑井、採石場、その他天然資源採取場所

他の事業を行う一定の場所
 ※倉庫も含まれる。

【PEの例外】

以下は、PEに含まれない。ただし、事業を行う一定の場所の活動の全体が準備的・補助的な性格のものである場合に限り。

- 保管・展示・引渡しのみを行う場所
 - 保管・展示・引渡し用の在庫
 - 加工用の在庫
 - 購入のみを行う場所
 - 情報収集のみを行う場所
 - 他の活動のみを行う場所
 - 上記を組み合わせた活動のみを行う場所
- ※各場所で行う事業上の活動が一体的な業務の一部として補充的な機能を果たす等の場合等には、上記の取扱いには適用しない。

支店PE

建設PE

代理人PE

1年超の建設・据付け・組立てその他の作業
上記の作業の指揮監督

12か月超（契約分割への対応）の
建築工事現場・建設・据付けの工事
※上記の作業の指揮監督も含まれる。

常習代理人

同業者代理人

単純購入代理人

注文取得代理人

独立代理人

在庫保有代理人

契約締結代理人
 ● 契約者名基準
 ● 契約類型基準
 ※契約の締結に際する主要な役割を果たす場合にもPEに該当

独立代理人

専ら又は主として関連企業に代わって行動する者を除外

※1. 下線部分は、改正前との主な相違点（PE認定の人為的回避防止措置を除く）

※2. 斜体の下線部分は、PE認定の人為的回避防止措置

【適用時期】

平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則21①）。

2 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等

(1) 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税（注1）の額でその収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額（分配時調整外国税相当額（注2））について、次の○ 控除の対象となる分配時調整外国税相当額により計算される金額を、その事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされました（法69の2）。

（注1） 分配時調整外国税とは、外国の法令に基づき信託財産に課される税で、所得税法第212条の規定による源泉徴収に係る所得税に相当するもの（以下「外国所得税」といいます。）のうち、その外国所得税の課せられた収益を分配するとしたならばその収益の分配につき所得税法第181条又は第212条の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分をいいます（法69の2①）。

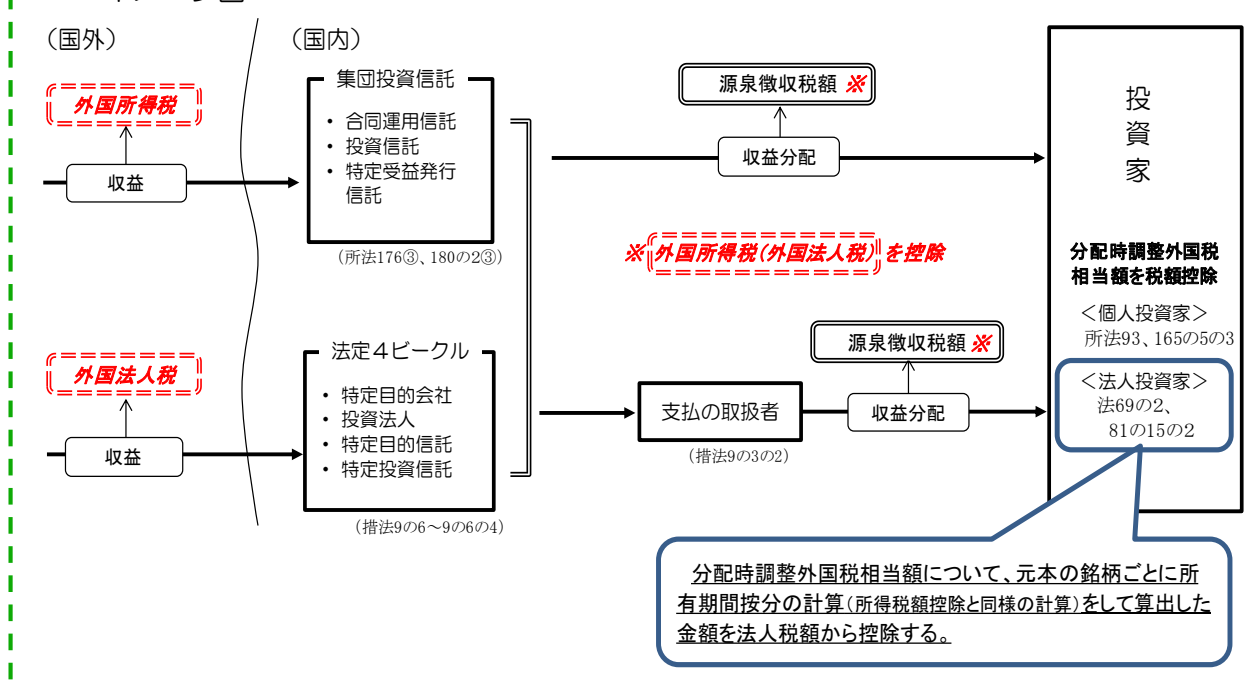
（注2） 分配時調整外国税相当額とは、内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る次に掲げる金額の合計額をいいます（法令148①）。以下同じです。

イ 所得税法第176条第3項の規定により収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、その収益の分配（源泉所得税を徴収されるべきこととなる部分に限ります。）の額の総額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（その支払を受ける収益の分配につき源泉徴収される所得税の額を上限）

ロ 所得税法第180条の2第3項の規定により収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、その収益の分配（源泉所得税を徴収されるべきこととなる部分に限ります。）の額の総額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（その支払を受ける収益の分配につき源泉徴収される所得税の額を上限）

（参考）本制度の創設に合わせ、所得税額の控除制度（法68）の対象となる所得税の額から分配時調整外国税相当額が除外される（法68①）とともに、特定目的会社の利益の配当、投資法人の配当等、特定目的信託の剰余金の配当及び特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける場合についても、本制度と同様の措置が講じられています（措法9の6～9の6の4）。

＜イメージ図＞



○ 控除の対象となる分配時調整外国税相当額

次のイ及びロの区分に応じ、それぞれ次の金額とされています（法令148②）。

イ 集団投資信託（注）の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額
その元本を所有していた期間に対応する部分の金額

(注) 合同運用信託、公社債投資信託（所得税法 2 ①十五）及び公社債等運用投資信託（所得税法 2 ①十五の二）（特定公社債等運用投資信託（法令 140 の 2 ①一）を除きます。）を除きます（法令 148 ②一）。

この計算方法は、所得税額の控除（法 68）と同様ですが、具体的には次のとおり、《原則法》又は《簡便法》により計算します。

《原則法》

元本の銘柄ごと、所有期間の月数ごとに次の算式により計算します（法令 148 ③）。

（算 式）

$$\text{控除の対象となる分配時調整外国税相当額} = \text{収益の分配に対する分配時調整外国税相当額} \times \left(\frac{\text{分母の期間のうちその元本を所有していた期間の月数}}{\text{収益の分配の計算の基礎となった期間の月数}} \right) \quad (\text{注})$$

(注) この割合について、小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。

《簡便法》

集団投資信託の収益の分配の計算期間が 1 年を超えるものと 1 年以下のものに区分して、銘柄ごとに次の算式により計算します（法令 148 ③）。

（算 式）

$$\text{控除の対象となる分配時調整外国税相当額} = \text{区分された収益の分配に対する分配時調整外国税相当額} \times \left(\frac{\text{A} + (\text{B} - \text{A}) \times \frac{1}{2} \quad (\text{注1})}{\text{B}} \right) \quad (\text{注2})$$

【A】：分配時調整外国税相当額に係る収益の分配の計算の基礎となる期間の開始時に所有する元本の数

【B】：分配時調整外国税相当額に係る収益の分配の計算の基礎となる期間の終了時に所有する元本の数

(注 1) 収益の分配の計算期間が 1 年を超えるものについては、 $\times \frac{1}{12}$ とします。

(注 2) この割合については、
イ 【B】が【A】に満たない場合には、これを 1 とします。
ロ 小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。

□ 上記イ以外の分配時調整外国税相当額

その分配時調整外国税相当額の全額

申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付する必要があります。この場合の控除される金額は、その書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額が限度とされます（法 69 の 2 ③）。

ロ 本制度の適用を受ける場合、税額控除の順序は、まず本制度による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法 70）をした後に、所得税額の控除（法 68）及び外国税額の控除（法 69）をするものとされます（法 70 の 2）。

ハ 元本を所有していた期間に対応する部分の金額の計算方法については、継続適用が要件とされていませんので、事業年度ごとに、上記の《原則法》又は《簡便法》いずれかの方法を選択することができます。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 15 の 2）。

〔適用時期〕

平成32年1月1日以後に支払を受ける集団投資信託の分配に係る分配時調整外国税相当額について適用されます（改正法附則30、35）。

(2) その他の改正

上記(1)に伴い、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
イ 一般寄附金の損金算入限度額 （法令73②四、155の13②五、改正法令附則1四）	○ 寄附金の損金算入限度額の計算における所得の金額の計算上適用しないこととされる規定に、下記 ロ の規定が追加されました。	平32. 1. 1以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る分配時調整外国税相当額について適用されます。
ロ 分配時調整外国税相当額の損金不算入 （法41の2、81の8の2、改正法附則23、34）	○ 上記(1)の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係るその分配時調整外国税相当額は、損金の額に算入しないこととされました。	同 上
ハ 特定同族会社の特別税率 （法67③、81の13②、改正法附則1六ロ） （法令139の10①②二、155の25一ロ、改正法令附則1四）	○ 留保金額の計算上、留保所得金額から控除する法人税額及び地方法人税額について、法人税額及び地方法人税額の合計額から上記(1)の規定により控除をされるべき金額を控除した金額とすることとされました。 ○ 留保金額の計算上、留保所得金額から控除する道府県民税及び市町村民税の額について、上記(1)の規定により控除をされるべき金額が道府県民税及び市町村民税の額の計算の基礎とする法人税の額から控除する税額控除額に含まれないこととされました。	同 上 同 上
ニ 所得税額の控除 （法68①、81の14①、法令140の2①、155の26①、改正法附則1六ロ、改正法令附則1四）	○ 税額控除の対象となる所得税の額から分配時調整外国税相当額を除外することとされました。（再掲）	同 上
ホ 税額控除の順序 （法70の2、81の17、改正法附則1六ロ）	○ 法人税における税額控除の順序について、まず上記(1)の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法70）をした後に、所得税額の控除（法68）及び外国税額の控除（法69）をするものとされました。（再掲）	同 上
ヘ 欠損金の繰戻しによる還付 （法80①、81の31①、改正法附則1六ロ）	○ 上記(1)の規定により法人税額から控除をされた金額がある場合においても、その金額を欠損金の繰戻しによる還付金額の計算の基礎となる法人税額に加算しないこととされました。	同 上
ト 連結法人税の個別帰属額の計算 （法81の18①、改正法附則1六ロ） （法令155の43②七・八、改正法令附則1四） （法令155の44①、改正法令附則1四）	○ 連結法人税の負担額として帰せられる金額又は減少額として帰せられる金額の計算における減算調整額に、上記(1)の規定により控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられる金額が追加されました。 ○ 留保金個別帰属額について、上記(1)及び下記 ル の規定を適用しないものとして減少額として帰せられる金額及び負担額として帰せられる金額（分配時調整外国税相当額がある場合には、その額を控除した金額）を計算することとされました。 ○ 連結法人税の額から控除する所得税の額のうち各連結法人に帰せられる金額について、対象となる所得税の額から分配時調整外国税相当額を除くこととされました。	同 上 同 上 同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
チ 外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入（法142の6の2、改正法附則39）	○ 外国法人について、上記ロと同様の改正が行われました。	同 上
リ 外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除（法144の2の2、改正法附則40）	○ 外国法人について、上記(1)と同様の改正が行われました。	同 上
ヌ 税額控除の順序（法144の2の3、改正法附則1六ロ）	○ 外国法人が上記リの規定の適用を受ける場合の税額控除の順序は、まず同制度による控除をした後に、外国法人に係る所得税額の控除（法144）及び外国法人に係る外国税額の控除（法144の2）の規定による控除をするものとされました。	同 上
ル 分配時調整外国税相当額の控除（地方法12の2、地方令3の2、改正法附則1六ハ、改正地方令附則一）	○ 地方法人税についても、分配時調整外国税相当額の控除制度が創設されました。	同 上
ヲ 税額控除の順序（地方法14、改正法附則1六ハ）	○ 地方法人税における税額控除の順序について、まず上記ルの規定による控除をすることとされました。	同 上
ワ 連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算（地方法15①三、地方令4③、改正法附則1六ハ、改正地方令附則一）	○ 連結法人の地方法人税の負担額として帰せられる金額又は減少額として帰せられる金額の計算における減算調整額に、上記ルの規定により控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられる金額が追加されました。	同 上
カ 特定目的会社に係る課税の特例（旧措法67の14④⑤、旧措令39の32の2⑫～⑮、改正法附則1六ホ、99①）	○ 特定目的会社の利益の配当の額の支払を受ける者がその支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額に係る源泉徴収税額は、特定目的会社が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた特定目的会社の利益の配当の額については、従来どおり適用されます。
コ 投資法人に係る課税の特例（旧措法67の15④⑤、旧措令39の32の3⑭～⑰、改正法附則1六ホ、99②）	○ 投資法人の配当等の額の支払を受ける者がその支払を受ける投資法人の配当等の額に係る源泉徴収税額は、投資法人が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた投資法人の配当等の額については、従来どおり適用されます。
タ 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例（旧措法68の3の2④⑤、旧措令39の35の2⑫～⑮、改正法附則1六ホ、101①）	○ 特定目的信託の利益の分配の額の支払を受ける者がその支払を受ける特定目的信託の利益の分配の額に係る源泉徴収税額は、特定目的信託が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた特定目的信託に係る利益の分配の額については、従来どおり適用されます。
チ 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例（旧措法68の3の3④⑤、旧措令39の35の3⑨～⑫、改正法附則1六ホ、101②）	○ 特定投資信託の収益の分配の額の支払を受ける者がその支払を受ける特定投資信託の収益の分配の額に係る源泉徴収税額は、特定投資信託が納付した外国法人税の額に相当する金額を控除した後の金額とされました。	平32. 1. 1前に支払われた特定投資信託に係る収益の分配の額については、従来どおり適用されます。

3 その他

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国内にある資産の譲渡により生ずる所得（法令178①五・⑧～⑩、改正法令附則21）	○ 不動産関連法人の株式譲渡益課税における適用対象となる不動産関連法人の判定時期について、株式等の譲渡の日から起算して365日前の日からその譲渡の直前の時までのいずれかの時に見直されました。	平30. 4. 1 以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 外国法人の提出する法人税申告書に係る記名押印（法151、改正法附則41）	○ 外国法人が法人税申告書（中間申告書、確定申告書、退職年金等積立金中間申告書及び退職年金等積立金確定申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいいます。）を提出する場合における自署押印制度が廃止され、「国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者」が記名押印することとされました。	平30. 4. 1 以後に終了する事業年度の確定申告書、同日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税の中間申告書並びに確定申告書及び中間申告書に係る修正申告書で同日以後に提出するものについて適用されます。
(3) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（措法66の6②三イ(2)、68の90②三イ(2)、改正法附則98①、116①） (措令39の15①②、39の115①②、措規22の11⑤⑥、22の76⑤⑥、改正法附則98①、116①、改正措令附則29①、42①)	○ 外国子会社合算税制について、次の見直しが行われました。 イ 経済活動基準 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社について、事業基準を満たすこととされました。 ロ 一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除の特例 一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の特定部分対象外国関係会社株式等（注1）の特定譲渡（注2）に係る譲渡利益額は、その一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額の計算上控除することとされました。 （注1） 特定部分対象外国関係会社株式等とは、居住者等株主等の一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る持株割合等が50%を超えることとなった日（以下ロにおいて「特定関係発生日」といいます。）にその一定の特定関係会社又は対象外国関係会社が有する部分対象外国関係会社に該当する外国法人の株式等をいいます。 （注2） 特定譲渡とは、次の(イ)から(ホ)までの要件の全てに該当する特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡をいいます。 （イ） 親会社である内国法人等又はその内国法人等に係る部分対象外国関係会社への譲渡であること （ロ） 特定関係発生日から原則として同日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に行われる譲渡であること （ハ） 譲渡の日から2年以内にその一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社の解散が見込まれる場合等における譲渡であること （ニ） 居住者等株主等の外国法人に係る持株割合等を50%超とする目的など、一定の事項を記載した計画書に基づいて行われる譲渡であること （ホ） 特定部分対象外国関係会社株式等を発行した外国法人のみなし配当事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合におけるその特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡でないこと	外国関係会社の平30. 4. 1 以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、外国関係会社の同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます。 同 上

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(措令39の17の2②、39の117②、改正措令附則29②、42②)	ハ 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合は、その外国関係会社に係る各事業年度の租税の額の所得の金額（決算に基づく所得の金額につき、税法令がある国に所在する外国関係会社が計算する場合と同様の調整を加えて計算した額）に対する割合とすることとされました。この場合において、その外国関係会社が受ける配当等の額があるときは、その配当等の額はその所得の金額から減算することとし、その所得の金額がないとき又は欠損の金額となるときは、その外国関係会社に係る租税負担割合は零とすることとされました。	同 上
(措令39の17の3⑩二、39の117の2⑩二、改正法附則98①、116①)	ニ 部分合算課税制度における部分適用対象金額 (イ) 関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子 部分合算課税の対象としないこととされる関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子について、その関連者等の範囲から個人を除外することとされました。	同 上
(措令39の17の3⑨、39の117の2⑨、措規22の11⑩、22の76⑨、改正法附則98①、116①)	(ロ) 一定の金利スワップに係る損益 部分合算課税の対象とされる受取利子等の範囲から一定の金利スワップに係る損益を除外することとされました。	同 上
(措法66の6⑥⑦、68の90⑥⑦、措令39の17の3①②③④、39の117の2①②③④、改正法附則98①、116①)	(ハ) 解散した外国金融子会社等に係る部分適用対象金額 解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社のその該当しないこととなった日から原則として同日以後3年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度の一定の金融所得について、部分合算課税の対象としないこととされました。	同 上
(措法66の6②七、68の90②七、措令39の17①②、39の116①②、改正法附則98①、116①)	ホ 外国金融子会社等に係る部分合算課税制度 (イ) 外国金融子会社等に該当する保険子会社の要件 英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合には、これらを一体として外国金融子会社等の該当要件の判定を行うこととされました。 英国ロイズ市場以外で、保険委託者と保険受託者を別会社とした上で、現地の法令に従って、これらが一体となって保険業を営む場合についても、同様の改正が行われました。	同 上
(措令39の17③～⑨、39の116③④、措規22の11⑧⑨、改正法附則98①、116①)	(ロ) 外国金融子会社等に該当する外国金融持株会社の要件 A 一の内国法人による100%保有要件 対象となる部分対象外国関係会社に関する「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人及びその一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件に見直されました。 B 外国金融機関等に対する経営管理要件及び経営管理業務従事要件 その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関（原則として発行済株式等の50%超を有するものに限ります。） ^㉔ 及び他の外国金融持株会社（発行済株式等の50%超を有するものに限ります。）の経営管理等を行う旨の要件（経営管理要件）並びにこれらの経営管理を的確に遂行するために必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件（経営管理業務従事要件）について、その対象に特定中間持株会社が原則として発行済株式等の50%超を有する外国金融機関 ^㉔ 及び特定中間持株会社が発行済株式等の50%超を有する他の	同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法66の6②一ハ、措令39の14の2⑤、改正法附則98①) (措法66の6⑧一、68の90⑧一、措令39の17の4②～⑤、39の117の3②～⑥、改正法附則98①、116①) (措法66の7④⑦～⑬、68の91④⑦～⑬、措令39の18⑬、39の118⑬～⑳、改正法附則98②～④、116②～④、改正措令附則29③、42③)	外国金融持株会社が追加されました。 ㉔ 外国金融持株会社又は特定中間持株会社の判定上、発行済株式等の50%超を有する外国金融機関に、法令等によりその発行済株式等の50%超の保有が認められないもののうち一定の要件を満たす外国法人が含まれることとされました。 C 75%要件 総資産の帳簿価額のうちに外国金融機関等の株式等の帳簿価額の占める割合が75%を超える旨の要件について、(A)に掲げる金額の(B)に掲げる金額に対する割合が75%を超え、かつ、(C)に掲げる金額の(D)に掲げる金額に対する割合が50%を超える旨の要件に見直されました。 (A) その有する特定外国金融機関、他の外国金融持株会社、特定中間持株会社及び従属関連業務子会社の株式等の帳簿価額の合計額 (B) その総資産の帳簿価額から特定外国金融機関、他の外国金融持株会社、特定中間持株会社及び従属関連業務子会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額 (C) その有する特定外国金融機関、他の外国金融持株会社及び特定中間持株会社の株式等の帳簿価額の合計額 (D) 総資産の帳簿価額から特定外国金融機関、他の外国金融持株会社及び特定中間持株会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額 D 外国関係会社の該当要件 外国金融持株会社及び特定中間持株会社の判定において、発行済株式等の50%超を有する外国金融機関に含まれることとされた一定の外国法人（法令等によりその発行済株式等の50%超の保有が認められないもののうち一定の要件を満たす外国法人）は、本制度の適用上、外国関係会社に該当することとされました。 ㉕ 異常な水準の資本に係る所得の課税 異常な水準の資本に係る所得の課税について、対象となる部分対象外国関係会社に関する「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件について、上記(㉔) Aと同様の見直しが行われました。 ㉖ 二重課税調整 内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税、法人税、地方法人税及び法人住民税（改正前：所得税及び法人税）の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税及び地方法人税（改正前：法人税）の額から控除することとされました。	同 上 同 上 外国関係会社の平30.4.1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等に係る所得税等の額について適用されます。
(4) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の2、66の9の3、68の93の2、68の93の3、措令39の20の2～39の20の5、39の20の7、39の120の2～39の120の5、39の120の7、措規22の11の2、22の76の2、改正法附則98⑤～⑧、116⑤～⑧、改正措令附則30、43、改正措規附則27、	○ 上記(3)内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の改正と同様の改正（上記(3)ロ（一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除の特例）及びホ(イ)（外国金融子会社等に該当する保険子会社の要件）の改正を除きます。）が行われました。	上記(3)の適用時期等と同様となります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
32)		
(5) 外国組合員に対する課税の特例（措法67の16①～③⑤、措令39の33①⑤、措規22の19の2②、改正法附則100①）	○ 恒久的施設（P E）の範囲の見直し（36ページV 1 参照）に伴い、本特例について、適用要件を満たすものはその投資組合契約に基づいて行う事業につき P E を有しないものとみなす措置であったのを、P E 帰属所得（投資組合契約に基づいて行う事業に係る P E に帰せられる一定のものに限ります。）に対する法人税を非課税とする措置に改組されました。	平31. 1. 1 以後に開始する事業年度において有することとなる国内源泉所得について適用され、同日前に開始した事業年度において有することとなった国内源泉所得については、従来どおり適用されます。
(6) 外国法人の提出する申告書に係る記名押印（地方法30、改正法附則42②）	○ 外国法人が地方法人税申告書（地方法人税中間申告書、退職年金等積立金の中間申告に係る申告書（期限後申告書を含みます。）、地方法人税確定申告書及び退職年金等積立金の確定申告に係る申告書（期限後申告書を含みます。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいいます。）を提出する場合についても、上記(2)と同様とされました。	平30. 4. 1 以後に終了する課税事業年度の地方法人税確定申告書、同日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びに地方法人税確定申告書及び地方法人税中間申告書に係る修正申告書で同日以後に提出するものについて適用されます。
(7) 外国法人の提出する申告書に係る記名押印（復興財源確保法60、改正法附則126②）	○ 外国法人が復興特別法人税申告書に係る修正申告書を提出する場合についても、上記(2)と同様とされました。	課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る修正申告書で平30. 4. 1 以後に提出するものについて適用されます。
(8) 申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等（実特省令9の2、実特認定省令1、平30総務省・財務省告示第1号）	○ 第三国に所在する恒久的施設（P E）に帰せられる所得に対して租税条約の特典が制限される場合に国税庁長官からその特典を受けるための手続等の整備が行われました。	平30. 4. 1 から施行されます。

VI その他の改正

1 電子情報処理組織（e-Tax）による申告の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

(1) 電子情報処理組織（e-Tax）による申告

特定法人である内国法人の法人税及び地方法人税の申告については、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）に記載すべきものとされている事項（以下「申告書記載事項」といいます。）又は納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下「添付書類」といいます。）に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下「添付書類記載事項」といいます。）をあらかじめ税務署長に届け出て（注）行う電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行わなければならないこととされました。この改正により、特定法人である内国法人の法人税及び地方法人税の申告については、原則として、納税申告書を書面により提出することができないこととされました。ただし、それらの申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法により行うことができます（法 75 の 3 ①、地方法 19 の 2 ①、法規 36 の 3 の 2 ⑤、地方規 8 ⑤）。

また、これらの方法により行われた申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、法人税法、地方法人税法及び国税通則法その他の法人税及び地方法人税の申告に関する法令の規定を適用することとされました（法 75 の 3 ③、地方法 19 の 2 ③）。

（注） 特定法人である内国法人が電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供しようとする場合における届出その他の手続については、その届出を行おうとする法人の名称、住所及び法人番号等の事項をあらかじめ税務署長に届け出るなど国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第 4 条の規定の例によるものとされ、同条第 1 項の届出は、内国法人（受託法人を除きます。）が次表に掲げる法人に該当する場合には、次表に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次表に掲げる届出期間内に行わなければならないこととされました（法規 36 の 3 の 2 ①②、地方規 8 ①②）。

法 人	届 出 期 間
① 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超えることとなった法人（②に掲げる法人を除きます。）	その超えることとなった日から 1 月
② 新たに設立されたその設立の時における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人（公益法人等を除きます。）	その設立の日から 2 月
③ 新たに設立された保険業法に規定する相互会社	
④ 新たに設立された投資法人	
⑤ 新たに設立された特定目的会社	
⑥ 新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	その開始した日から 2 月
⑦ 公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等のその協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が 1 億円を超える場合におけるその協同組合等	その該当することとなった日から 2 月

(2) 特定法人

特定法人とは、次のイからニまでに掲げる法人（人格のない社団等及び受託法人を除きます。）をいいます（法 3、75 の 3 ②、地方法 3、19 の 2 ②、法令 14 の 10⑥、地方令 2 ②）。

- イ 事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- ロ 保険業法に規定する相互会社
- ハ 投資法人（上記イに掲げる法人を除きます。）
- ニ 特定目的会社（上記イに掲げる法人を除きます。）

(3) 電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例

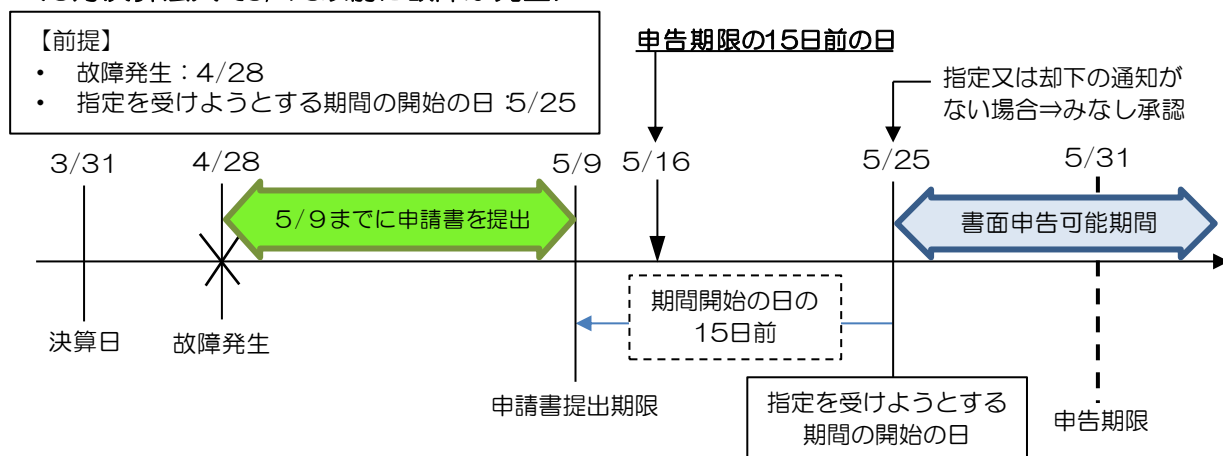
特定法人である内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、上記(1)を適用しないで書面により納税申告書を提出することができる場合において、上記(1)を適用しないで書面により納税申告書を提出することについて税務署長の承認を受けたときは、その税務署長が指定する期間内に行う申告について書面により提出することができることとされました（法 75 の 4 ①、地方法 19 の 3）。

なお、この特例の承認を受けようとする内国法人は、この特例の適用を受けることが必要となった事情、この指定を受けようとする期間等を記載した申請書に一定の書類を添付して、その指定を受けようとする期間の開始の日の 15 日前までに、税務署長に提出しなければならないこととされ、電気通信回線の故障、災害その他の理由が生じた日が確定申告書の提出期限の 15 日前の日以後である場合において、その提出期限がその指定を受けようとする期間内の日であるときは、その期間の開始の日までに、その申請書を税務署長に提出しなければならないこととされました（法 75 の 4 ②、地方法 19 の 3）。

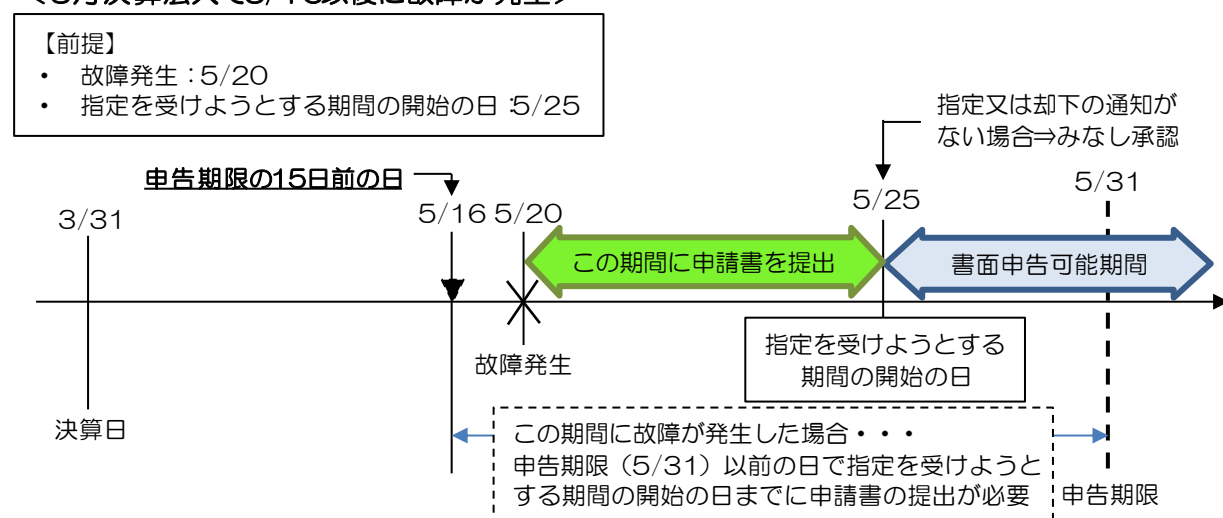
この特例を適用するためには、その申請書が申請書の提出期限までに税務署へ到達する必要があります（平 18 国税庁告示第 7 号）。

《イメージ図》

<3月決算法人で5/15以前に故障が発生>



<3月決算法人で5/16以後に故障が発生>



(4) 租税特別措置法等の規定の適用を受ける場合の申告の特例

特定法人である内国法人が、租税特別措置法等の法人税法の特例その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている一定の規定の適用を受ける場合の申告については、それらの規定による添

付書類記載事項が記載された添付書類を、上記(1)の添付書類記載事項が記載された添付書類と同様に電子情報処理組織を使用する方法により提供すること又は添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープ若しくは磁気ディスクを提出する方法により行うこととされました（措法 68 の 4、震災特例法 22 の 2、租特透明化法 3 ④）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 24 の 2、81 の 24 の 3、措法 68 の 112、震災特例法 30 の 2）。

- ◆ 本制度のご利用に当たっては、国税庁ホームページの次の URL（平成 30 年 4 月 27 日現在）もご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>

〔適用時期〕

平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 1 セイ・ロ・ホ～ト、31、36、42①、102、117、123、124②④）。

2 組織再編税制に関する適格要件の見直し等

(1) 組織再編税制に関する適格要件について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
組織再編税制に関する適格要件の見直し（法 2 十二の八ロ・十二の十一ロ・十二の十四ロ・十二の十七ロ・十二の十八ロ、法令 4 の 3 ④三・四・⑧四・五・⑮四・五・⑳三・四・㉔三・四、改正法附則 20、改正法令附則 3）	○ 組織再編税制に関する適格要件について、次のとおり見直しが行われました。 イ 従業者従事要件及び事業継続要件について、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、株式交換等完全子法人及び株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人を含めて判定することとされました。 また、組織再編成の後に適格合併を行うことが見込まれている場合には、その適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含めて判定することとされました。	平 30. 4. 1 以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用され、同日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、従来どおり適用されます。
（法令 4 の 3 ②二・⑥一ロ・ニ・二イ～ニ・⑬一イ・ハ・二イ～ハ・⑮一・二イ・ロ・ニ・㉔一～三・五・㉔、改正法令附則 3）	ロ 完全支配関係の継続要件について、合併、分割、現物出資、株式交換及び株式移転の後に適格株式分配が見込まれている場合には、その適格株式分配の直前まで完全支配関係が継続することが見込まれていることとされました。	同 上
（法令 4 の 3 ②二ロ・⑥二イ(2)・⑮二、改正法令附則 3）	ハ 無対価の組織再編成の適格類型の見直し等 (イ) 無対価の合併、分割型分割及び株式交換について、対価の交付が省略されたと認められる適格となり得る類型として株主構成が等しい法人間の関係が追加されました。	同 上
（法令 4 の 3 ④五・⑧六イ・ロ・㉔五、法規 3 の 2、改正法令附則 3）	(ロ) 共同事業を行うための無対価の合併、分割型分割及び株式交換（支配株主がいる場合に限り。）並びに分社型分割が行われた場合の株式継続保有要件について、株式の交付を受けたものとみなされる一定の数を継続して保有されることが見込まれていることとされました。	同 上

(2) 上記(1)ハの対価の交付が省略されたと認められる組織再編成に関連する規定について、次の所要の整備が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
イ 配当等の額とみなす金額（法24③、法令22の2①②、23⑥⑦、改正法附則22）	○ 無対価の非適格合併及び非適格分割型分割のうち、対価の交付が省略されたと認められるものについて、被合併法人又は分割法人の株主等は、対価として合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、配当等の額とみなす金額を計算することとされました。	平30.4.1以後に行われる合併及び分割型分割について適用されます。
ロ 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入（法61の2②、法令119の7の2②、改正法附則26） （法61の2⑨、法令119の7の2⑤、改正法附則26） （法令119⑩十、改正法令附則10①）	○ 無対価の非適格合併で対価の交付が省略されたと認められるものについて、旧株の譲渡対価の額は、その合併の直前の帳簿価額であることが明確化されました。 ○ 無対価の非適格株式交換で対価の交付が省略されたと認められるものについて、旧株の譲渡対価の額は、その株式交換の直前の帳簿価額であることが明確化されました。 ○ 株式交換の直前に完全支配関係があった法人間の無対価の非適格株式交換で対価の交付が省略されたと認められるものについて、株式交換完全親法人が取得する株式交換完全子法人の株式の取得価額は、適格株式交換等の場合と同様に計算することが明確化されました。	平30.4.1以後に行われる合併について適用され、同日前に行われた合併については、従来どおり適用されます。 平30.4.1以後に行われる株式交換について適用され、同日前に行われた株式交換については、従来どおり適用されます。 平30.4.1以後に行われる適格株式交換等について適用され、同日前に行われた適格株式交換等については、従来どおり適用されます。
ハ 移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例（法令119の3⑩～⑬⑮、改正法令附則10②）	○ 無対価の非適格合併等で対価の交付が省略されたと認められるものに係る合併法人等の株式の帳簿価額について、その非適格合併等が行われる直前の帳簿価額を基礎として計算した金額により帳簿価額の修正を行うこととされました。	平30.4.1以後に行われる合併、分割型分割、分社型分割及び株式交換について適用され、同日前に行われた合併、分割型分割、分社型分割及び株式交換については、従来どおり適用されます。
ニ 合併及び分割による資産等の時価による譲渡（法62①、法令122の15、改正法附則27）	○ 無対価の合併及び分割型分割で対価の交付が省略されたと認められるものについて、合併又は分割により資産又は負債の移転をした内国法人は、合併法人又は分割承継法人から合併法人の株式又は分割承継法人の株式をその時の価額により取得し、直ちにこれを株主等に交付したものとされました。	平30.4.1以後に行われる合併及び分割について適用され、同日前に行われた合併及び分割については、従来どおり適用されます。
ホ 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等（法62の8⑫、法令123の10⑮、法規27の16②③、改正法令附則12）	○ 内国法人が非適格合併等により被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、その内国法人の株式その他の資産を交付しなかったときにおける、その非適格合併等に係る資産調整勘定及び差額負債調整勘定の金額の計算方法が定められました。	平30.4.1以後に行われる非適格合併等について適用されます。
ヘ 資本金等の額（法令8①五～七・十、改正法令附則5①②）	○ 資本金等の額について、次のとおり見直しが行われました。 (イ) 無対価の非適格合併、非適格分割型分割、非適格分社型分割で対価の交付が省略されたと認められるものについて、移転を受けた資産の価額から移転を受けた負債の価額を控除した金額を純資産価額として、増加する資本金等の額を計算	平30.4.1以後に合併、分割型分割、分社型分割又は株式交換を行う場合について適用さ

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令８①二十一、改正法令附則５①②) (法令８③④、改正法令附則５③)	することとされました。 また、無対価の非適格株式交換で、増加する資本金等の額を移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額とするものは、対価の交付が省略されたと認められるものであることとされました。 (ロ) 金銭その他の資産を交付しない次の自己の株式の取得について、その取得のために通常要する価額をもって資本金等の額を減少することが明確化されました。 A 合併による合併法人からの取得 B 分割型分割に係る分割法人の株主等としての取得 C 適格分割に該当しない無対価分割による取得 D 現物分配による現物分配法人からの取得 (ハ) ２以上の種類の株式を発行している法人の組織再編成が行われた場合の資本金等の額について、所要の整備が行われました。	れ、同日前に合併、分割型分割、分社型分割又は株式交換を行った場合については、従来どおり適用されます。 平30. 4. 1 以後に自己の株式の取得を行う場合について適用され、同日前に自己の株式の取得を行った場合については、従来どおり適用されます。 平30. 4. 1 以後に行われる合併等について適用され、同日前に行われた合併等又は無対価適格合併等については、従来どおり適用されます。

3 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 連結納税の承認の申請 (旧法４の３⑫、旧法令14の７①、改正法令附則１五イ、改正法令附則１二、６①) (法令14の７③、旧法令14の７④、改正法令附則１二、６②)	○ 連結親法人となる法人が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、他の内国法人（連結子法人となる法人）が税務署長に提出することとされている連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書について、その提出が不要とされました。 ○ 他の内国法人（連結子法人となる法人）が連結親法人等との間に完全支配関係を有することとなった場合に、他の内国法人が税務署長に提出することとされている完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類について、その提出が不要とされました。	平31. 4. 1 前に他の内国法人が申請書を提出した場合における届出については、従来どおり適用されます。 他の内国法人が平31. 4. 1 以後に連結親法人又は内国法人との間に完全支配関係を有することとなる場合における書類の提出について適用され、他の内国法人が同日前に連結親法人又は内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合における書類の提出における届出については、従来どおり適用されます。
(2) 連結納税の承認の取消しの手続等 (旧法令14の９②、改正法令附則１二、７)	○ 連結子法人が連結親法人等との間に完全支配関係を有しなくなったこと等の事由が生じた場合に、連結子法人が税務署長に提出することとされている連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類について、その提出が不要とされました。	平31. 4. 1 以後に事由が生ずる場合における書類の提出について適用され、同日前に事由が生じた場合における書類の提出について

改正事項	改正の内容	適用時期等
		は、従来どおり適用されます。
(3) 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲（法令77一の二、改正法令附則8、地方独立行政法人法21六、地方独立行政法人法施行令6一）	○ 特定公益増進法人の範囲に、申請等関係事務の処理業務（市区町村の窓口関連業務）並びに介護医療院の設置及び管理業務を行う地方独立行政法人が追加されました。	平30. 4. 1 以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。
(4) 法人税額等の損金不算入（法38②一、改正法令附則1）	○ 相続税法第66条の2《特定の一般社団法人等に対する課税》の規定により特定一般社団法人等が納付することとなる相続税の額について、損金の額に算入しないこととされました。	平30. 4. 1 から適用されます。
(5) 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入（法50①一、改正法令附則1十ロ、24）	○ 対象となる固定資産について、農地法の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する農地の上に存する農作物の栽培に関する権利が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平30. 4. 27現在審議中）の施行の日以後に行う交換について適用され、同日前に行った交換については、従来どおり適用されます。
(6) 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等（法令121の4①②、改正法令附則11）	○ ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、次のとおり見直しが行われました。 イ 申請期限が、適用を受けようとする最初の事業年度の申告書の提出期限の3月前の日とされました。 ロ 記載事項に、次の事項が追加されました。 （イ）適用を受けようとする最初の事業年度 （ロ）適用を受けようとする最初の事業年度がデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合にはその事業年度において承認を受けなかった理由 ハ 承認申請書に記載された適用を受けようとする最初の事業年度から適用することとされました。	平30. 4. 1 以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(7) 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等（法令121の10①②、法規27の9⑥、改正法令附則11）	○ 上記(6)と同様の改正が行われました。	上記(6)の適用時期等と同じとなります。
(8) 確定給付企業年金等の掛金（法令135四、法規27の20②二、改正法規附則1一）	○ 損金の額に算入される確定給付企業年金等の掛金について、次の掛金が追加されました。 イ 確定拠出年金法の中小事業主掛金納付制度により中小事業主が個人型確定拠出年金に加入している従業員のために拠出限度額の範囲内で拠出した掛金 ロ 確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者であった者のために支出した独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換に係る掛金	平30. 5. 1 から適用されます。
(9) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入（法令139の4⑥、改正法令附則1六イ、14①）	○ 課税仕入れ等が軽減税率の対象資産の課税仕入れ等である場合の地方消費税の額に相当する金額について、その地方消費税を税率が1.76%の消費税であると仮定して計算した金額とすることとされました。	平35.10.1 以後に行う課税仕入れ及び保税地域から引き取る課税貨物について適用され、同日前に行った課税仕

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令139の4⑥、改正法令附則1三、14②) (法令139の4⑥、改正法令附則1六イ、14③④)	○ 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に行う課税仕入れ等に係る地方消費税の額に相当する金額について、31年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合等に該当するものである場合には、その地方消費税を税率が1.76%の消費税であると仮定して計算した金額とすることとされました。 ○ 平成35年10月1日から平成41年9月30日までの間に適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者)から行う課税仕入れに係る控除対象外消費税額等について、その課税仕入れの支払対価の額に係る消費税額相当額を平成35年10月1日から平成38年9月30日までの間は80%を乗じた額と、平成38年10月1日から平成41年9月30日までの間は50%を乗じた額とみなす経過措置に伴う所要の整備等が行われました。	入れ及び保税地域から引き取った課税貨物については、従来どおり適用されます。 平31.10.1から適用されます。 平35.10.1から適用されます。
(10) 個別帰属額等の届出 (法81の25②、改正法附則37①) (法81の25③④、改正法附則37②)	○ 連結親法人が、電子情報処理組織を使用する方法による申告を行った場合において、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法により連結子法人の個別帰属額等を提供した場合には、「連結子法人の個別帰属額等の届出書」の提出が不要とされました。 ○ 連結子法人の「個別帰属額等に異動があった場合の届出書」の提出について、修正申告書の提出により個別帰属額等の異動があった場合のみ(更正により異動があった場合は不要)とされました。 なお、個別帰属額等の異動があった場合に、連結親法人が、電子情報処理組織を使用する方法による修正申告を行った場合において、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法により連結子法人の個別帰属額等を提供したときにも、「連結子法人の個別帰属額等の届出書」の提出が不要とされました。	平32.4.1以後に終了する連結事業年度に係る個別帰属額等を記載した書類について適用されます。 平32.4.1以後に個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る書類について適用され、同日前に個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る書類については、従来どおり適用されます。
(11) 代表者等の自署押印 (旧法151、改正法附則41②)	○ 内国法人が法人税申告書等を提出する場合における自署押印制度は、廃止されました。	平30.4.1前に終了した事業年度の確定申告書及び同日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税の中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で同日前に提出したものに係る自署及び押印については、従来どおり適用されます。
(12) 代表者等の自署押印義務違反に係る罰則(旧法161)	○ 本制度は、廃止されました。	同 上
(13) 公共法人の範囲(法別表第一、改正法附則1十二ロ)	○ 地方税法の改正に伴い、同法に基づき設立される地方税共同機構が公共法人に追加されました。	平31.4.1から適用されます。
(14) 代表者等の自署押印 (旧地方法30、改正法附則37①)	○ 内国法人が地方法人税申告書等を提出する場合における自署押印制度は、廃止されました。	平30.4.1前に終了した課税事業年度の地方

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
則42③)		法人税確定申告書及び同日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で同日前に提出したものに係る自署及び押印については、従来どおり適用されます。
(15) 代表者等の自署押印義務違反に係る罰則(旧地方法35)	○ 本制度は、廃止されました。	同 上
(16) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例(措法61①、68の63の2①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(17) 交際費等の損金不算入(措法61の4①、68の66①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(18) 技術研究組合の所得の計算の特例(措法66の10①、68の94①)	○ 適用期限が平成33年3月31日まで3年延長されました。	—
(19) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13①②、68の98①②)	○ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置及び設備廃棄等欠損金額の特例について、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(20) 特定の医療法人の法人税率の特例(措令39の25①五、措規22の15①、改正措令附則31) (措令39の25③三)	○ 承認要件について、その経理に関し次の基準に適合していることとする要件が追加されました。 イ 青色申告法人の帳簿書類の保存に準じて、帳簿書類を備えて付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること。 ロ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他不適切な経理が行われていないこと。 ○ 承認に係る申請書の添付書類に、上記追加要件を満たすことを説明する書類が追加されました。	平30.4.1以後に開始する事業年度に係る承認又は承認の取消しについて適用され、同日前に開始した事業年度に係る承認又は承認の取消しについては、従来どおり適用されます。 —
(21) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2①、改正法附則1五ロ、29改正法附則62①、75③)	○ 適用対象から、中小企業者のうち適用除外事業者(4ページI 1【改正の内容】(2)の(注1)参照)に該当するものが除外されました。	平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法67の5①、68の102の2①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(22) 代表者等の自署押印 (旧復興財源確保法60、 改正法附則126③)	○ 内国法人が復興特別法人税申告書等を提出する場合における自署押印制度は、廃止されました。	平30.4.1前に終了した課税事業年度の復興特別法人税申告書及びこの申告書に係る修正申告書で同日前に提出したものに係る自署及び押印については、従来どおり適用されます。
(23) 代表者等の自署押印 規定義務違反に係る罰 則 (旧復興財源確保法 66)	○ 本制度は、廃止されました。	同 上